

大都市財政の実態に即応する
財源の拡充についての要望

(平成 21 年度)

指 定 都 市

目 次

・重点要望事項	1
要望事項	3
・重点要望事項詳細説明	
<税制関係>	
1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正	5
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	7
3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	9
<財政関係>	
1 国庫補助負担金の改革	11
2 地方交付税の改革	13
3 道路特定財源の一般財源化のあり方	15
・要望事項詳細説明	
<税制関係>	
1 消費・流通課税の充実	17
2 所得課税の充実（個人住民税）	18
3 所得課税の充実（法人住民税）	19
4 固定資産税の安定的確保	20
5 定額課税の見直し	21
6 租税特別措置等の整理合理化	22
<財政関係>	
1 大都市特例事務に係る国庫補助負担金の見直し	23
2 国直轄事業負担金の廃止	24
3 国庫補助負担金の運用・関与の改善	25
4 地方債の発行条件の改善	26
・資料編	
～指定都市の実態について～	27

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、住民福祉の充実、生活環境の整備、都市機能の活性化等大都市の財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらに対し都市税源は十分ではないうえ、社会資本整備等に充ててきた借入金の償還が将来にわたり大きな負担となるなど、財政運営は極めて厳しい状況にあります。

しかしながら、今後とも、大都市が先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、行財政改革に徹底して取り組む一方、少子・高齢化対策や環境問題への対応、都市の再生、安全・安心な都市づくりなどの緊急かつ重要な施策については、積極的に推進していかなければなりません。

こうした中、地方分権改革推進委員会の第1次勧告において、地方自治体が自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる基盤をつくるためには、地方税財源に占める地方税の割合を引き上げることが不可欠であり、当面、国と地方の税源配分は、5:5を念頭におくことが現実的な選択肢であると、地方税財源の充実確保について触れております。

しかし一方で、「経済財政改革の基本方針2008」においては、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一體的な改革を検討するという昨年の基本方針と同様の内容にとどまり、未だ具体的な数値目標や工程が示されるに至っておりません。

地方分権改革を推進するためにも、地方税財源の拡充強化にあたっては、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲により、税源配分の是正を行う必要があり、さらに、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の税源、とりわけ都市税源の充実を図ることにより、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要であります。

こうした方向を目指しつつ、次により税財政制度の改正が行われるよう強く要望します。

平成 20 年 月

指定都市市長会

札幌市長	上田文雄
仙台市長	梅原克彦
さいたま市長	相川宗一
千葉市長	鶴岡啓一
川崎市長	阿部孝夫
横浜市長	中田宏
新潟市長	篠田昭
静岡市長	小嶋善吉
浜松市長	鈴木康友
名古屋市市長	松原武久
京都市市長	門川大作
大阪市長	平松邦夫
堺市長	木原敬介
神戸市長	矢田立郎
広島市長	秋葉忠利
北九州市市長	北橋健治
福岡市長	吉田宏

指定都市議長会

札幌市議会議長	畑瀬幸二
仙台市議会議長	赤間次彦
さいたま市議会議長	青羽健仁
千葉市議会議長	中島賢治
川崎市議会議長	楠木茂哉
横浜市議会議長	吉原訓
新潟市議会議長	田村清
静岡市議会議長	城内里
浜松市議会議長	内田幸博
名古屋市議会議長	うえぞのふさえ
京都市議会議長	富きくお
大阪市議会議長	多賀谷俊史
堺市議会議長	辻宏雄
神戸市議会議長	植中進
広島市議会議長	藤田博之
北九州市議会議長	中島慎一
福岡市議会議長	川口浩

重点要望事項（税制関係）

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

重点要望事項（財政関係）

1 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。

2 地方交付税の改革

地方交付税は地方固有の財源であり、国の関与・義務付けの見直しを伴わない国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行わないこと。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

3 道路特定財源の一般財源化のあり方

道路特定財源の一般財源化にあたっては、厳しい地方財政の状況や地方の道路整備、財源配分の状況なども踏まえ、これまで地方に配分されてきた以上の額を確保し、地方が必要とする道路整備などの事業を地方の裁量で行えるよう、自由度の高い地方税財源の充実強化を図ること。

要望事項（税制関係）

1 消費・流通課税の充実

消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、地方消費税のより一層の充実を図ること。

2 所得課税の充実（個人住民税）

国・地方間の税源配分の是正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税のより一層の充実を図ること。

3 所得課税の充実（法人住民税）

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で配分割合の拡充を図ること。

4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、税負担の均衡や物価水準等を考慮し、適切な見直しを行うこと。

6 租税特別措置等の整理合理化

国税の租税特別措置及び地方税の非課税等特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、固定資産税・都市計画税の非課税及び課税標準の特例については、抜本的な見直しを行うこと。

要望事項（財政関係）

1 大都市特例事務に係る国庫補助負担金の見直し

大都市特例事務に係る国庫補助負担金について、一般財源化等の見直しの際には、相当額全額を指定都市へ税源移譲すること。

2 国直轄事業負担金の廃止

現在、国が行っている事業で地方公共団体に対して個別に財政負担を課す国直轄事業負担金については、廃止すること。

現在行っている国直轄事業を地方へ移譲する場合は、必要経費を全額財源措置すること。

3 国庫補助負担金の運用・関与の改善

国庫補助負担金の改革がなされるまでの当面の間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消、弾力的な運用及び事務手続等の簡素合理化を図ること。

4 地方債の発行条件の改善

政府資金について、地方債の発行条件の改善、安定的な確保及び繰上償還に係る対象要件の拡大を図ること。

また、地方債の償還期間については、耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

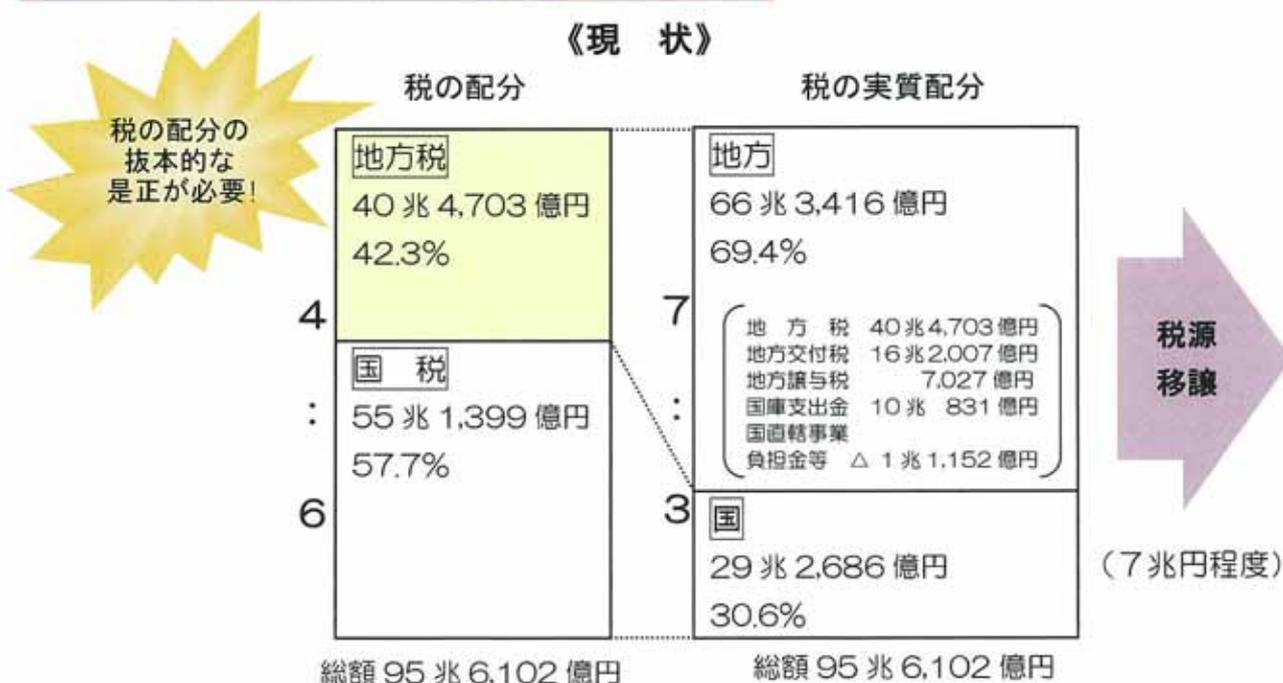
所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現し、国・地方間の「税の配分」は6：4となったが、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるような真の地方分権を実現するためには、第二期地方分権改革の中で、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていく必要がある。

なお、平成20年度より地方税である法人事業税を一部国税化することによって、地方税収間の水平調整による格差是正が行われたが、これは地方分権の趣旨に反するものであり、地方公共団体間の財政力格差の是正は地方税財源拡充の中で、地方交付税等も含め一体的に行うべきである。

国・地方における租税の配分状況（平成20年度）

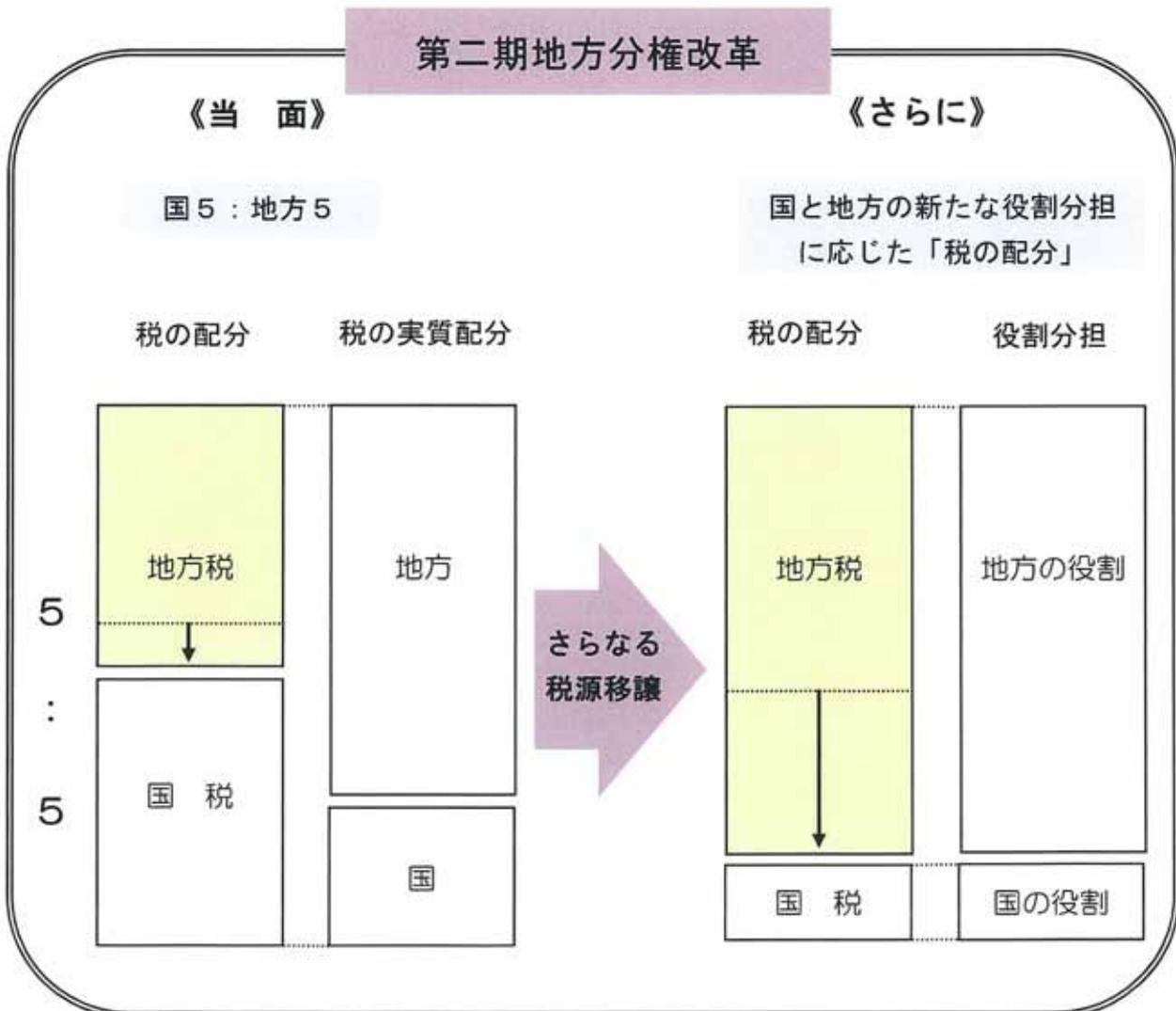
《現 状》



国税：地方税＝5：5とするための税源移譲のパターン例

	例1	例2	例3
消費税から 地方消費税へ	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円	消費税4% ⇒ 2.5% 地方消費税1% ⇒ 2.5% (移譲見込額)約4兆円
所得税から 個人住民税へ	個人住民税の税率 10% ⇒ 11.5% (移譲見込額)約1.5兆円	個人住民税の税率 10% ⇒ 13% (移譲見込額)約3兆円	
法人税から 法人住民税へ	法人住民税の配分割合 12.2% ⇒ 18.3% (移譲見込額)約1.5兆円		法人住民税の配分割合 12.2% ⇒ 24.4% (移譲見込額)約3兆円
移譲額計	7兆円程度	7兆円程度	7兆円程度

注 移譲総額は平成20年度の国の当初予算・地方財政計画ベースで計算した。



2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

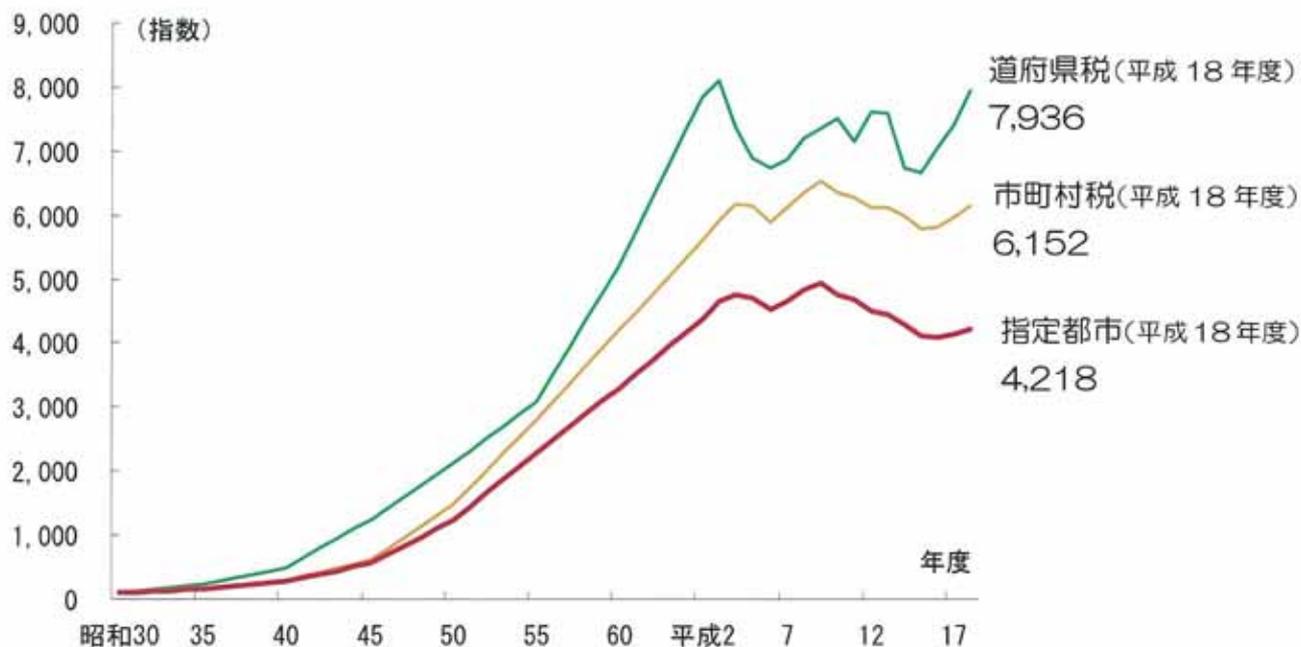
大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。
特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

圏域の中核都市としての役割を担う指定都市においては、消費流通活動が活発に行われ、また、法人は産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受している。

基礎自治体である市町村、とりわけ指定都市においては、人口1人当たりの税収の伸びは相対的に低い状況にあり、また、大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

したがって、大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源の配分割合を拡充強化する必要がある。

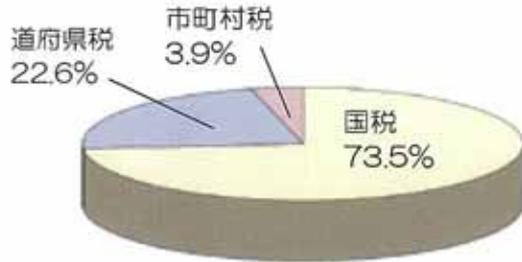
人口1人当たり税収の伸びの実態
(昭和30年度:100)



注 平成2年度以前は5ヵ年ごと、平成2年度以降は各年度の決算ベースでの推移

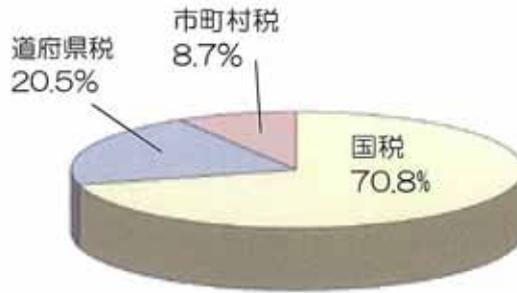
消費・流通課税の配分割合

(平成 20 年度予算)



注 国税:平成 20 年度当初予算
道府県税、市町村税:平成 20 年度地方財政計画

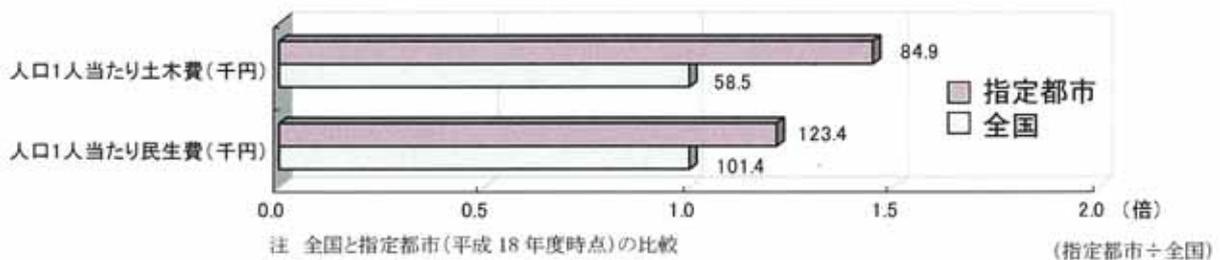
法人所得課税の配分割合 (実効税率)



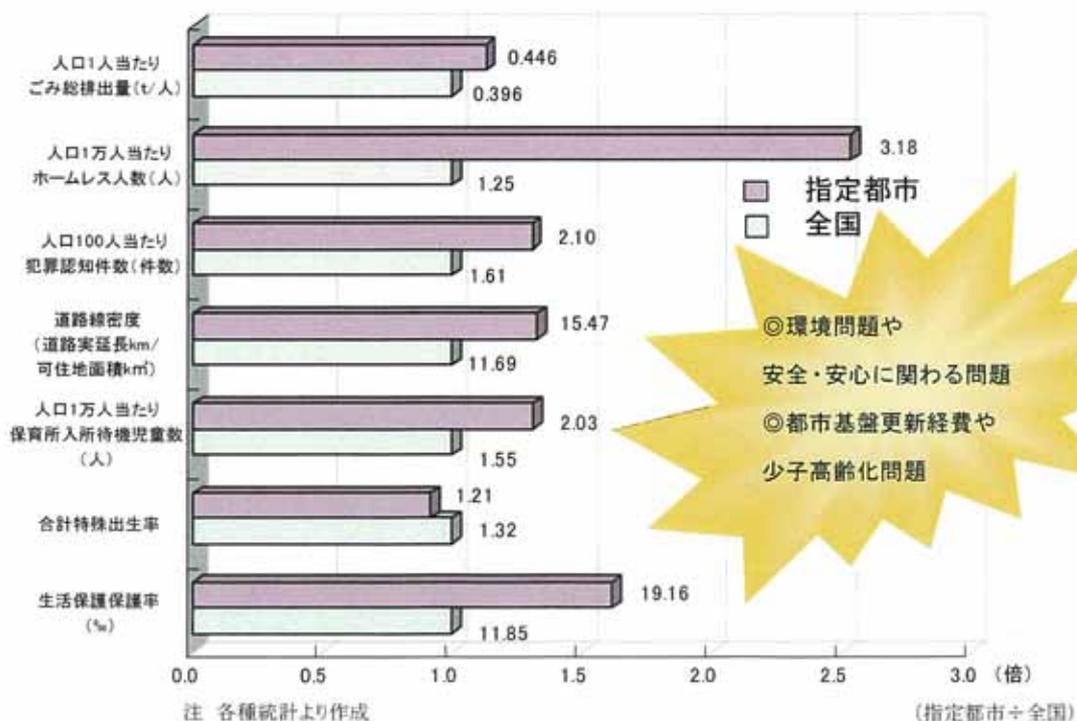
注 1 実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。
2 地方法人特別税は国税であるが、税体系の抜本的改革までの暫定措置であることから、道府県税に算入している。

都市的税目の配分割合が
極めて低い!

都市的財政需要 (全国平均との比較)



都市の課題 (全国平均との比較)



3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

道府県に代わって行っている一定の事務（大都市特例事務。例えば、国・道府県道の管理等）について所要額が指定都市の税源として措置されていないため、受益と負担の関係にねじれが生じている。さらに、道府県費負担教職員給与費が指定都市の負担とされると、税制上の措置不足額が拡大することが想定される。

したがって、大都市特例事務などについての所要額が指定都市の税源として措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設する必要がある。

受益と負担の関係にねじれ

指定都市の市民は

☆ 行政サービスは「指定都市から受益(大都市特例事務)」

★ その負担は「道府県への納税」



道府県に代わって指定都市が負担する経費を「道府県税から市税への税源移譲(大都市特例税制)」で措置すべき

大都市特例事務の例示

地方自治法に基づくもの

- ・児童福祉
- ・民生委員
- ・身体障害者福祉
- ・生活保護
- ・行旅病人及び死亡人
- ・社会福祉事業
- ・知的障害者福祉
- ・母子家庭及び寡婦福祉
- ・老人福祉
- ・母子保健
- ・障害者自立支援
- ・食品衛生
- ・墓地、埋葬等規制
- ・興行場、旅館及び公衆浴場営業規制
- ・精神保健及び精神障害者福祉
- ・結核予防
- ・都市計画
- ・土地区画整理事業
- ・屋外広告物規制

個別法に基づくもの

- ・土木出張所
- ・衛生研究所
- ・定時制高校人件費
- ・国・道府県道の管理
- ・道府県費負担教職員の任免・研修 等

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

(平成20年度予算に基づく概算)

道府県に代わって負担している経費
(特例経費一般財源等所要額)

同左税制上の措置

3,724億円

地方自治法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・道府県道の管理等

2,342億円

税制上の
措置不足額

1,382億円

税制上の措置済額

道府県費負担教職員給与費が指定都市の負担とされると…

その影響額はさらに約7,900億円拡大!!

(平成18年度決算をもとに推計)

1 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは、決して行わないこと。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。

国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金の廃止と税源移譲を一体で進めることで、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供することが可能となる。

特に、これまでの改革で行ったような単なる国庫補助負担率の引下げは、地方の自由度の拡大につながらないことから決して行わないことと、交付金化された国庫補助負担金についても、国の関与が依然として残ることから、廃止のうえ税源移譲を行うことを求めるものである。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するべきである。

「廃止すべき国庫補助負担金」(平成16年7月指定都市提言)の未実施分

事 項		主 な も の	20年度予算額
奨励的補助金 (地財法16条)	投資	水道施設整備費補助、廃棄物処理施設整備費補助	4,922億円
	経常	公営住宅家賃対策等補助、森林整備地域活動支援交付金	313億円
	義務	在宅福祉事業補助金、児童保護費等補助金	1,591億円
国庫負担金 (地財法10条)	投資	下水道事業費補助金、公営住宅建設費等補助金	8,084億円
	義務	義務教育費国庫負担金、児童保護費等負担金	2兆150億円
小 計			3兆5,060億円
社会資本整備事業特別会計	地方道路整備臨時交付金、地域連携推進事業費補助金		1兆2,074億円
合 計			4兆7,134億円

「三位一体の改革」における国庫補助負担金の改革（平成 16～18 年度）

国庫補助負担金の廃止・縮減	△4.7 兆円
税源移譲の対象となるもの	△2.9 兆円
交付金化	△0.8 兆円
スリム化	△1.0 兆円
負担率が引下げられた主なもの	
義務教育費国庫負担金	1/2 ⇒ 1/3
児童扶養手当給付費負担金	3/4 ⇒ 1/3
児童手当国庫負担金	2/3 ⇒ 1/3

国と地方の役割分担を明確化

地方が担うべき分野

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること

国庫補助負担金の廃止

真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減



所要額を税源移譲

役割分担に応じた税源配分へ

〔当面は国：地方＝5：5とするため7兆円程度を税源移譲〕

単なる国庫補助負担率の引下げは行わないこと

真に住民に必要なサービスを、地方自らの責任で提供！

2 地方交付税の改革

地方交付税は地方固有の財源であり、国の関与・義務付けの見直しを伴わない国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行わないこと。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

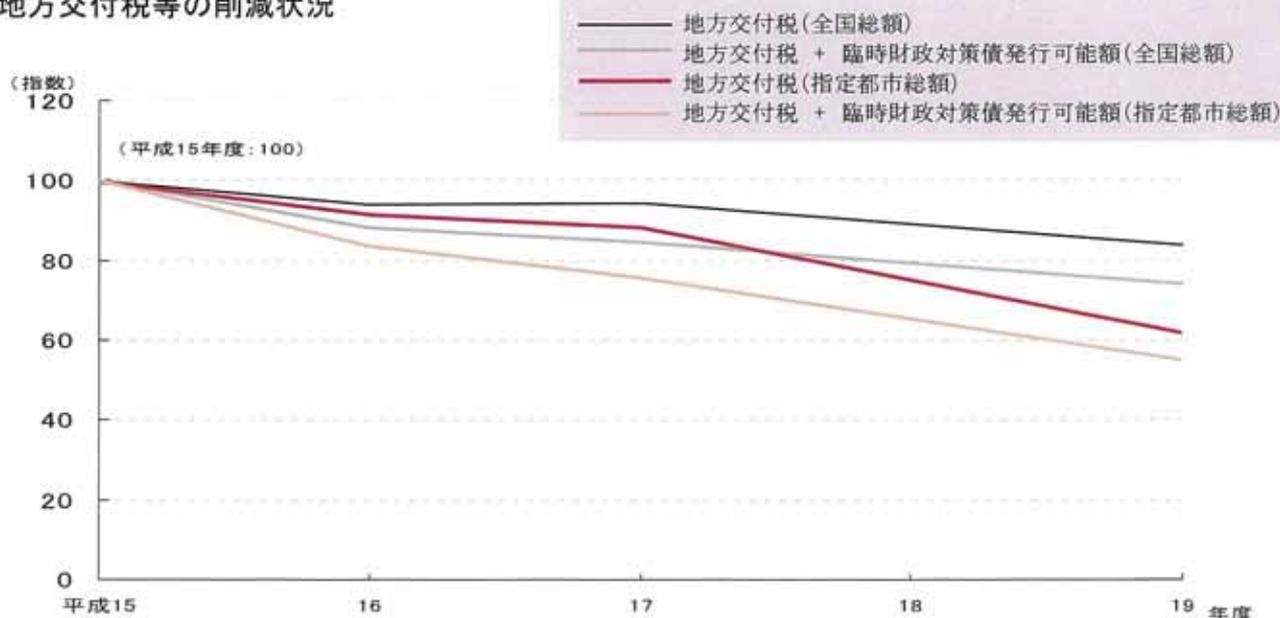
地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

地方交付税は、国の関与・義務付けによる事務事業を含め、地域社会に必要不可欠な一定水準の公共サービスを提供できるようにする、地方固有の財源である。その改革については、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視するとともに、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な議論を行ったうえで進めるべきである。その際には、大都市を狙い撃ちにした地方交付税の削減や国の関与や義務付けの見直しを伴わない、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行うべきではない。

また、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきである。

さらに、地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに、具体的な算定方法や算定基準を早期に明示するなど、予見可能性の確保に努めるべきである。

地方交付税等の削減状況



注 指定都市総額は、どの年度も平成19年度において指定都市となっている17市全ての額を合計したものと見なす。

全国総額

	平成 15 年度 決 定 額	平成 19 年度 決 定 額	比較増減額	比較増減率
地方交付税 (人口一人あたり)	18 兆 693 億円 (14.1 万円)	15 兆 2,027 億円 (11.9 万円)	△2 兆 8,666 億円	△15.9%
地方交付税＋ 臨時財政対策債 発行可能額 (人口一人あたり)	23 兆 9,455 億円 (18.7 万円)	17 兆 8,327 億円 (14.0 万円)	△6 兆 1,128 億円	△25.5%
基準財政需要額 (人口一人あたり)	47 兆 762 億円 (36.8 万円)	45 兆 2,897 億円 (35.4 万円)	△1 兆 7,865 億円	△3.8%

指定都市総額

	平成 15 年度 決 定 額	平成 19 年度 決 定 額	比較増減額	比較増減率
地方交付税 (人口一人あたり)	8,585 億円 (3.5 万円)	5,299 億円 (2.2 万円)	△3,286 億円	△38.3%
地方交付税＋ 臨時財政対策債 発行可能額 (人口一人あたり)	1 兆 3,855 億円 (5.7 万円)	7,671 億円 (3.1 万円)	△6,184 億円	△44.6%
基準財政需要額 (人口一人あたり)	4 兆 8,360 億円 (19.8 万円)	4 兆 5,427 億円 (18.6 万円)	△2,933 億円	△6.1%

注1 平成 15 年度の指定都市総額には、平成 19 年度において指定都市となっている静岡市・堺市・新潟市・浜松市も含んでいる。

2 平成 15 年度において、指定都市の一人あたり地方交付税額は全国平均額の約 3/10 だったが、平成 19 年度においては約 2/10 まで下がっている。

3 道路特定財源の一般財源化のあり方

道路特定財源の一般財源化にあたっては、厳しい地方財政の状況や地方の道路整備、財源配分の状況なども踏まえ、これまで地方に配分されてきた以上の額を確保し、地方が必要とする道路整備などの事業を地方の裁量で行えるよう、自由度の高い地方税財源の充実強化を図ること。

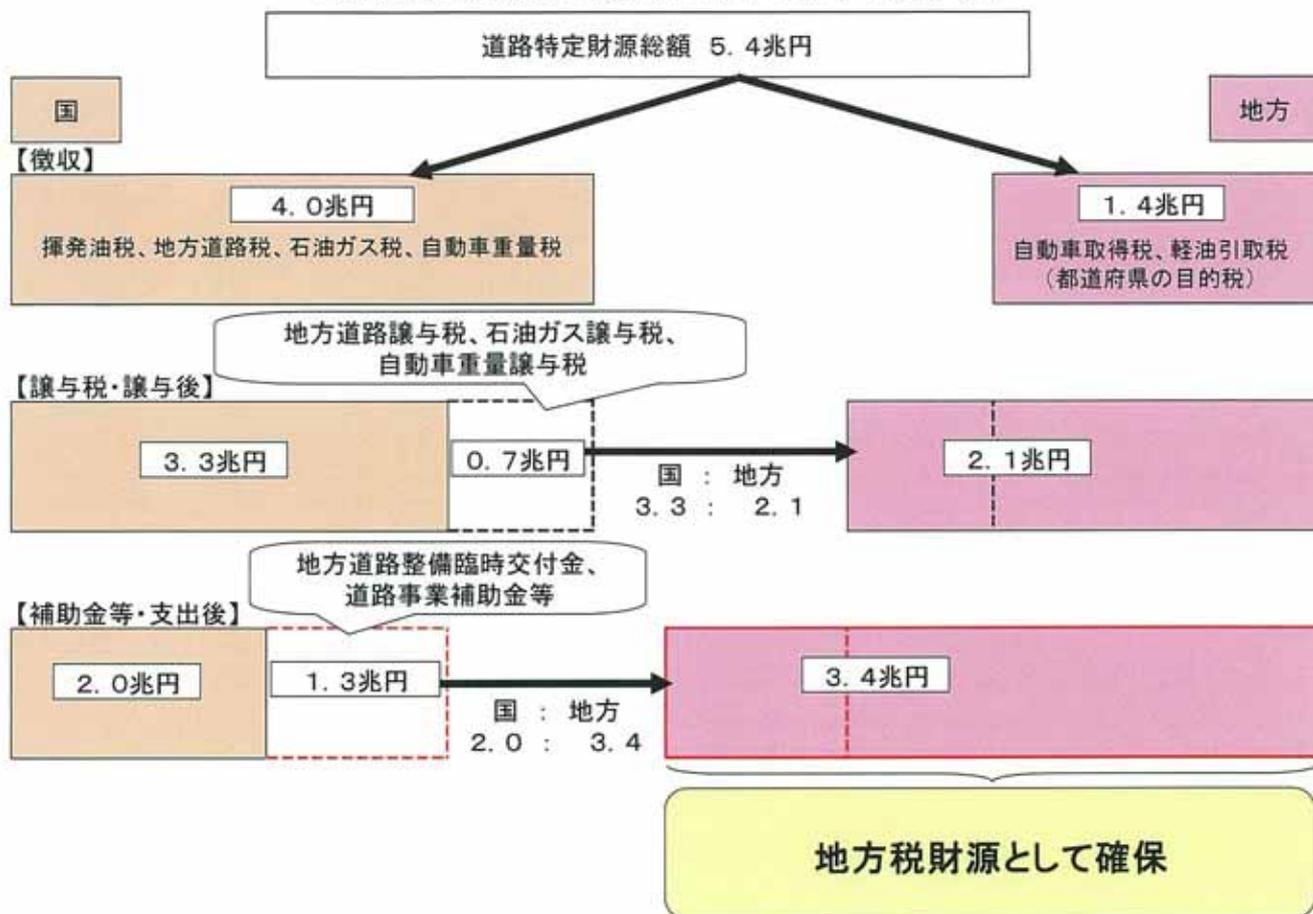
平成 20 年度当初予算においては、国と地方を通じた道路特定財源関係の税込 5.4 兆円のうち、地方分は、譲与税や交付金、補助金など 3.4 兆円である。

道路特定財源の一般財源化にあたっては、厳しい地方財政の状況、地方の道路整備の必要性や地方の道路予算のうち約 6 割を一般財源などによって賄っている実態なども踏まえ、これまで地方に配分されてきた以上の額を確保し、地方税財源の充実強化を図るべきである。

その際には、現行、指定都市が大都市特例事務として国・道府県道の管理を行っていることを踏まえて道路特定財源が配分されていることを十分考慮すべきである。

また、地方分権推進の立場から、地方が必要とする道路整備などの事業は地方の裁量で行えるよう、国と地方の役割分担、税財源のあり方などに関して改革を進めるべきである。

道路特定財源の配分状況(平成20年度予算)



指定都市の地方譲与税及び交付金総額 (平成20年度予算)

2,597億円

注 交付金とは、軽油引取税交付金、自動車取得税交付金の合計である。

1 消費・流通課税の充実

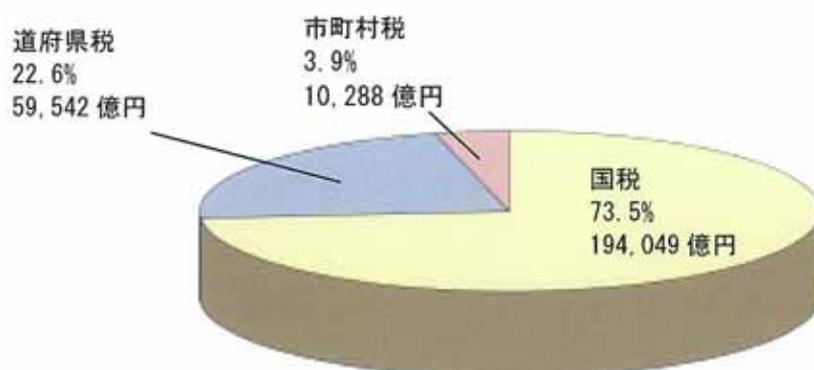
消費・流通課税の市町村への配分割合の大幅な拡充を図ること。

特に、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、地方消費税のより一層の充実を図ること。

消費・流通課税は、都市における消費・物流の実態を反映する都市的税目であるが、消費・流通課税の市町村への配分割合は 3.9%と極めて低いため、大幅な拡充を図る必要がある。

特に、税源の偏在性が少なく税収が安定している地方消費税は、少子高齢化等の進展に伴い、今後も増加が見込まれる行政需要に地方が責任を持って対応していくうえで極めて重要な財源であるため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。

消費・流通課税の配分割合（平成 20 年度）



注 1 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は 12.3%に過ぎない。
2 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

消費・流通課税の税目

国 税	道府県税	市町村税
消費税、酒税、たばこ税	地方消費税（※）	市町村たばこ税
揮発油税、地方道路税（※）	道府県たばこ税	軽自動車税
航空機燃料税（※）、石油ガス税（※）	軽油引取税（※）	入湯税、鉱産税
石油石炭税、自動車重量税（※）	自動車取得税（※）	
関税、とん税、特別とん税（※）	自動車税	
電源開発促進税	ゴルフ場利用税（※）	
たばこ特別税	鉱区税、狩猟税	

注（※）の税目は、国から一定の都道府県・市町村に対し譲与税が譲与されている。
（※）の税目は、都道府県から一定の市町村に対し交付金が交付されている。

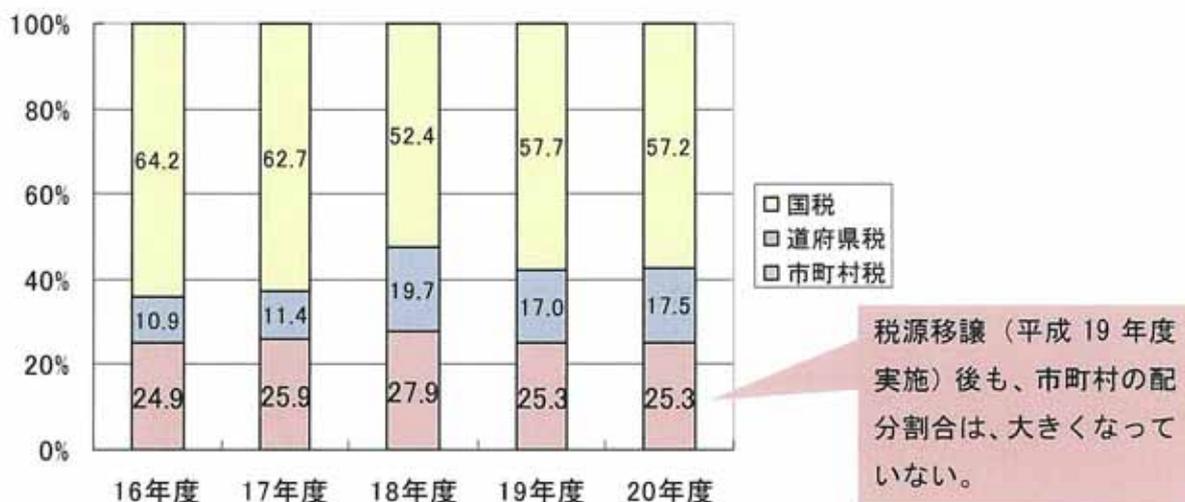
2 所得課税の充実（個人住民税）

国・地方間の税源配分の是正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税のより一層の充実を図ること。

個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていくうえで極めて重要な税源である。

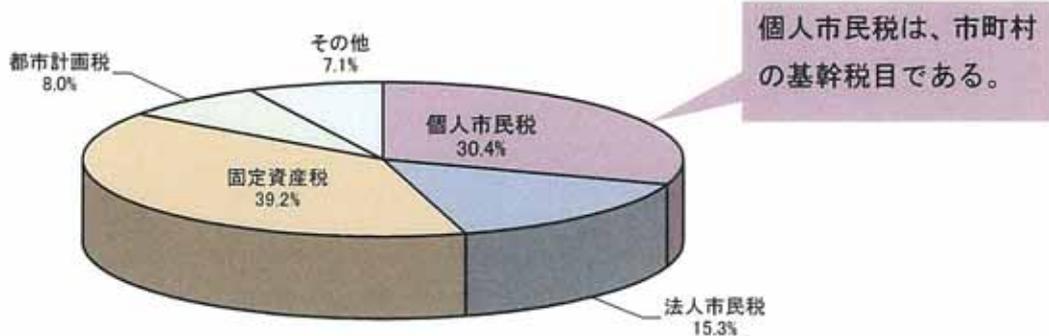
所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、個人住民税は、税源の偏在性が少なく、税収が安定した市町村の基幹税目であることを考慮し、引き続き、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。

個人所得課税の配分割合



注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
 2 平成18年度については、「所得譲与税」を含んでいる。

指定都市における市税収入に占める個人市民税の割合（平成18年度）



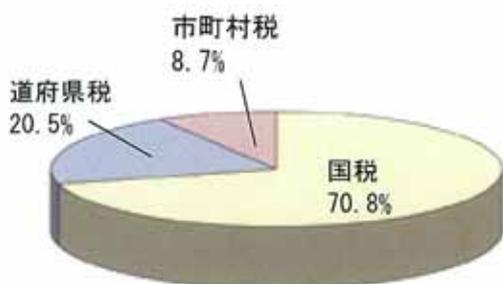
注 決算額による数値である。

3 所得課税の充実（法人住民税）

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で配分割合の拡充を図ること。

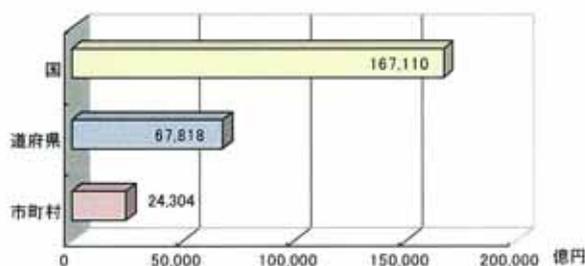
法人は、産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受している。しかしながら、都市的税目である法人住民税については、法人所得課税の市町村への配分割合が、8.7%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっていることから、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、その配分割合の拡充を図る必要がある。

法人所得課税の配分割合（実効税率）



注 1 実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。
 2 地方法人特別税は国税であるが、税体系の抜本的改革までの暫定措置であることから、道府県税に算入している。

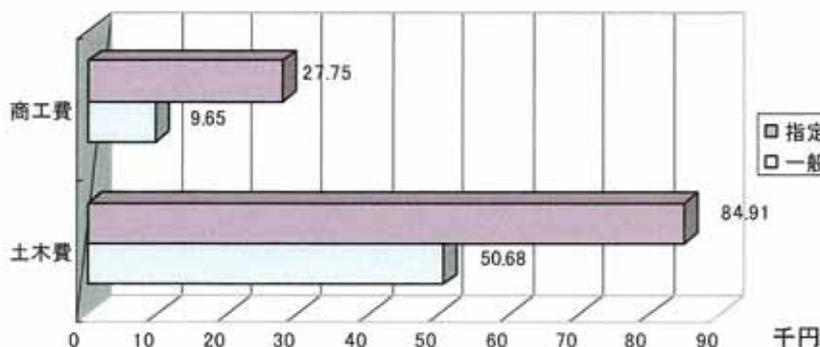
法人所得課税（平成 20 年度）



注 1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。
 2 道府県は法人事業税 (58,265 億円) と道府県民税法人税割 (9,553 億円) の合計による数値である。

法人所得課税の市町村への配分割合は極めて低い！

法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（1人当たり歳出額）



注 平成 18 年度市町村別決算状況調

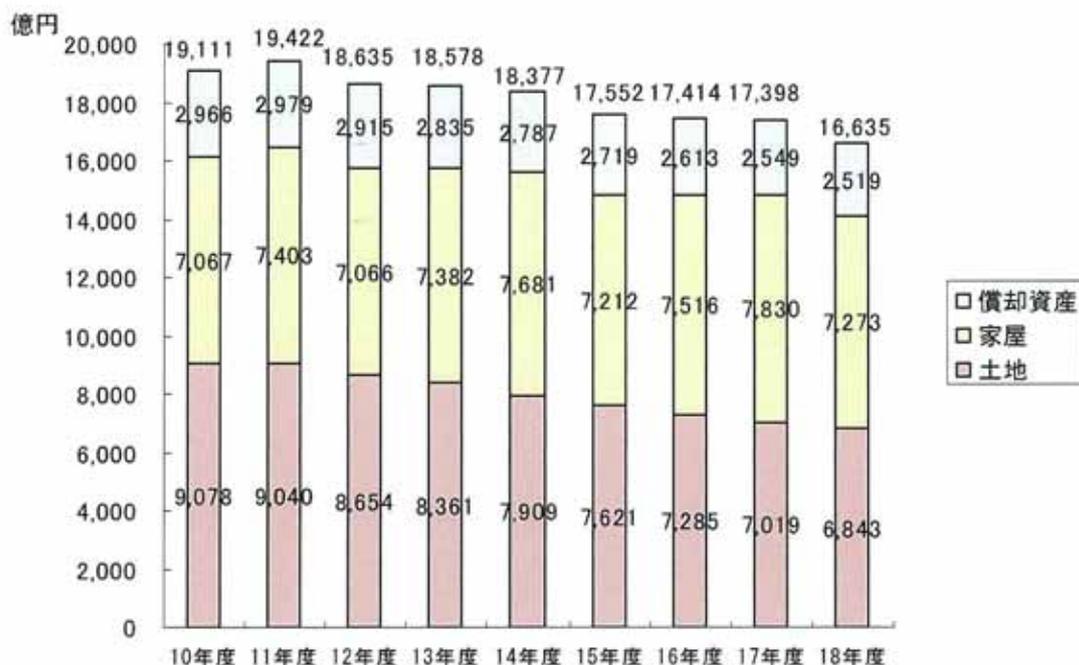
産業の集積とこれに伴い人口が集積する指定都市では、一般市に比べて商工費・土木費の歳出が高水準！

4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

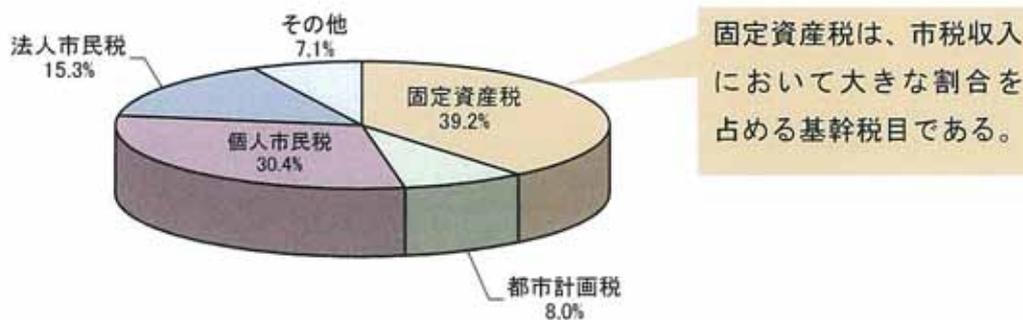
固定資産税については減収傾向にあるが、税源の偏りが小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支えるうえで重要な基幹税目であるので、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保が必要である。

指定都市における固定資産税収の推移(平成10年度～平成18年度)



注 1 決算額による数値である。
 注 2 評価替え年度は、平成12、15、18年度である。

指定都市における市税収入に占める固定資産税の割合(平成18年度)



注 決算額による数値である。

5 定額課税の見直し

相当期間にわたって据え置かれている定額課税については、税負担の均衡や物価水準等を考慮し、適切な見直しを行うこと。

相当期間にわたって税率が据え置かれている税目

特別とん税（昭和 39 年度～）

45年据置

区 分	税率（1トン当たり）
入港ごと	20円
一時納付（一年分）	60円

軽自動車税（昭和 59 年度～）

25年据置

車 種	税 率	
原動機付自転車	50cc 以下	1,000円
2輪軽自動車	125cc 超 250cc 以下	2,400円
4輪軽自動車	自家用乗用	7,200円
	自家用貨物用	4,000円

法人の市民税（均等割）（昭和 59 年度～）

25年据置

資本金等の金額	従業者数50人以下	従業者数50人超
50億円超	41万円	300万円
50億円以下	41万円	175万円
10億円以下	16万円	40万円
1億円以下	13万円	15万円
1千万円以下	5万円	12万円
公益法人など	5万円	

注：従業者数 50 人以下の額については、平成 6 年度に 1 万円引き上げられている。

23年据置

事業所税（昭和 61 年度～）

区 分	税 率
資産割	600円/m ²

13年据置

個人の市民税（平成 8 年度～）

区 分	税 率
均等割	3,000円

6 租税特別措置等の整理合理化

国税の租税特別措置及び地方税の非課税等特別措置の一層の整理合理化を進めること。

特に、固定資産税・都市計画税の非課税及び課税標準の特例については、抜本的な見直しを行うこと。

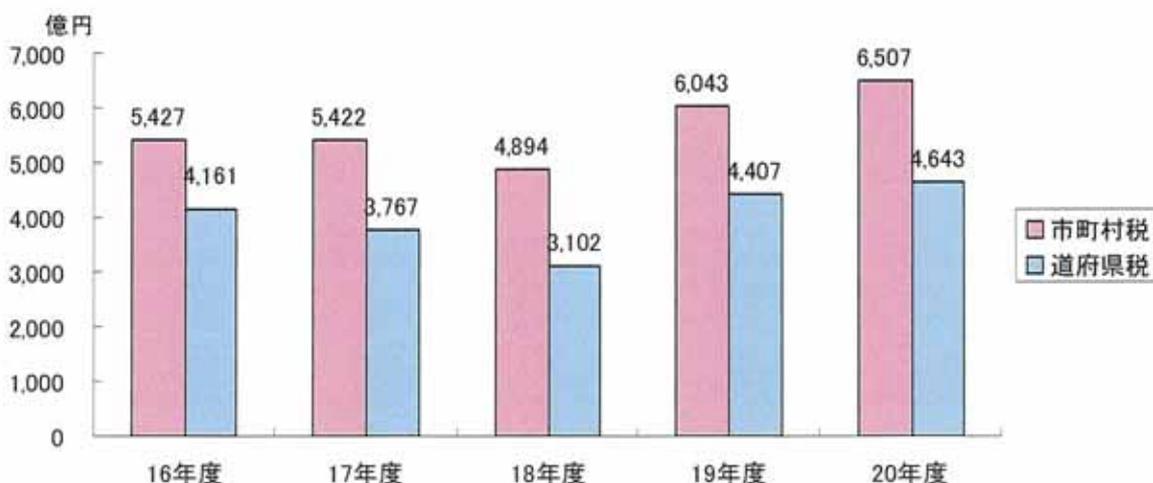
国税における租税特別措置及び地方税における非課税等特別措置については、これまでも見直しが行われてきたが、なお不十分な状況にある。

主として国の施策により地方税に影響を及ぼすもの及び課税の均衡上適当でないもの等については、地方の自主性・自立性を阻害し、市町村にとって減収の一因となることから、一層の整理合理化を進める必要がある。

租税特別措置等による地方税の減収見込額（平成20年度）（単位：億円）

区 分		国税の租税特別措置 による地方税の 減収見込額	地方税の非課税等 特別措置による 減収見込額	合 計
道府県税	道府県民税	1,462	880	2,342
	事業税	1,277	1,024	2,301
	計	2,739	1,904	4,643
市町村税	市町村民税	2,482	1,319	3,801
	固定資産税	-	2,706	2,706
	計	2,482	4,025	6,507
合 計		5,221	5,929	11,150

租税特別措置等による地方税の減収見込額の推移（平成16年度～平成20年度）



1 大都市特例事務に係る国庫補助負担金の見直し

大都市特例事務に係る国庫補助負担金について、一般財源化等の見直しの際には、相当額全額を指定都市へ税源移譲すること。

指定都市においては、国・道府県道の管理その他事務配分の特例が設けられ、道府県に代わってこれらの事務（大都市特例事務）を行っている。大都市特例事務に係る国庫補助負担金について、一般財源化等の見直しが行われる際には、道府県への税源配分のみでなく、指定都市に対しても税源移譲を行うべきである。

大都市特例事務に係る国庫補助負担金（平成 20 年度予算）

（単位：百万円）

地方自治法第 252 条の 19 の規定に基づく事務に係るもの		その他の法令に基づく事務に係るもの		
事務の項目	国庫補助負担金額	事務の項目	国庫補助負担金額	
児童福祉	23,853	国道・道府県道管理	46,941	
民生委員	9	土木出張所	35	
身体障害者福祉	777	衛生研究所	54	
生活保護	1,617	道府県費教職員の任免・研修	9	
社会福祉事業	8	都市緑地保全	786	
知的障害者福祉	12	一・二級河川維持管理	874	
母子家庭寡婦福祉	235	スクールカウンセラー	596	
老人福祉	165	\		
母子保健	1,007			
障害者自立支援	18,578			
食品衛生	16			
精神保健福祉	1,755			
結核予防	441			
土地区画整理事業	65			
屋外広告物規制	5			
合 計	48,543		合 計	49,295

大都市特例事務に係る国庫補助負担金 978 億円

（平成 20 年度当初予算 指定都市総額）

そのうち

地方自治法に基づく事務に係るもの 485 億円
 その他法令に基づく事務に係るもの 493 億円

2 国直轄事業負担金の廃止

現在、国が行っている事業で地方公共団体に対して個別に財政負担を課す国直轄事業負担金については、廃止すること。

現在行っている国直轄事業を地方へ移譲する場合は、必要経費を全額財源措置すること。

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、最終的に国が行うべきとされた国直轄事業については、国の負担で整備すべきであり、地方に負担を求めるべき性格のものではない。したがって、国直轄事業負担金については廃止すべきである。

また、現在国直轄事業として行っている国道や国立公園などの施設の整備・管理について指定都市などの地方公共団体に移譲する場合は、必要経費を全額財源措置すべきである。

指定都市が負担している国直轄事業維持管理費の例（平成 18 年度決算）

（単位：億円）

事業名	国直轄事業に対する 指定都市の負担額	国直轄事業費に対する 指定都市の負担割合
国道維持・管理	86.1	40.4%
公園維持管理	4.5	21.3%
空港維持管理	0.5	6.5%

3 国庫補助負担金の運用・関与の改善

国庫補助負担金の改革がなされるまでの当面の間、存続する国庫補助負担金については、超過負担の解消、弾力的な運用及び事務手続等の簡素合理化を図ること。

国庫補助負担金の改革がなされるまでの当面の間、存続する国庫補助負担金については、国と地方の適正な財政秩序の維持等を図るため、次のような改善を行うべきである。

- ・ 国庫補助負担金の算出にあたっては、事業実施のための必要かつ十分な金額を基礎とし、超過負担の解消を図ること
- ・ 地方の実情に応じて、地方公共団体の裁量で施行できるよう、補助要件の弾力的な運用を図ること
- ・ 事務負担の軽減を図るため、申請事務・各種照会の簡素合理化を図ること

(参考) 地方財政法 第18条

国の負担金、補助金等の地方公共団体に対する支出金（以下「国の支出金」という。）の額は、地方公共団体が当該国の支出金に係る事務を行うために必要で且つ十分な金額を基礎として、これを算定しなければならない。

主な国庫支出金対象事業における超過負担額（平成20年度予算）

(単位:億円)

事業費	総事業費 ①	単 独 事業費 ②	あるべき補 助基本額 ③	補助基本額 ④		超過負担額 ⑤:③-④	左に対するある べき補助金 ⑤×各補助率
					④/③		
保育所運営費	2,274	463	1,811	1,282	70.8%	529	234
ごみ処理施設 建設費 (工場建設費)	188	32	156	132	84.6%	24	22
小・中学校 校舎建設費	296	31	265	195	73.6%	70	36
小学校	226	24	202	147	72.8%	55	29
中学校	70	7	63	48	76.2%	15	7
小・中学校 屋内運動場建設費	50	2	48	31	64.6%	17	9
小学校	31	1	30	20	66.7%	10	6
中学校	19	1	18	11	61.1%	7	3
合 計	2,808	528	2,280	1,640	72.0%	640	301

注1 補助基本額及び国庫支出金については、平成20年度認証額とし、認証の確定していないものは見込額とする。

注2 保育所運営費のあるべき補助基本額は、国の基準による徴収金相当額を控除した額とし、保育料の国の基準による額と実収入額との差は単独事業扱いとする。

注3 公立保育所運営費等、税源が移譲されているものは対象に含めない。

4 地方債の発行条件の改善

政府資金について、地方債の発行条件の改善、安定的な確保及び繰上償還に係る対象要件の拡大を図ること。

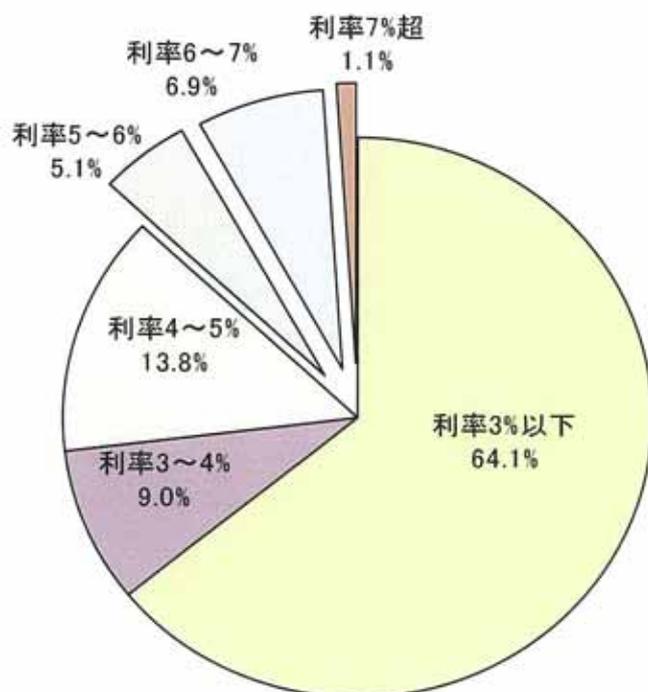
また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

都市施設の整備や累次の景気対策に伴い、公債費が急増しているほか、過去に高金利で借り入れた政府資金等の償還が大都市にとっても多大な負担となっている。

こうした状況を踏まえ、公債費負担の軽減を図り、地方公共団体の財政健全化を推進するため、政府資金について、地方債の発行条件の改善、安定的な確保を図るとともに、平成19年度から平成21年度までの臨時特例措置として、過去に高金利で借り入れた資金についての補償金免除繰上償還が創設されたところであるが、それに加え、今後更なる対象要件の拡大を図るべきである。また、地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じて延長するなどの弾力的運用を行うべきである。

政府資金の利率別借入残高の構成比

(平成19年度決算見込額全会計ベース 指定都市合計)



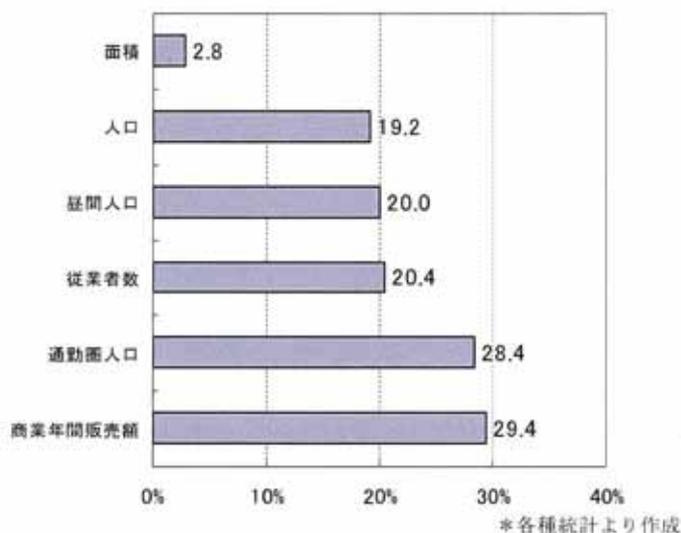
資 料 編

指定都市の実態について（概要）

○ 大都市の特性

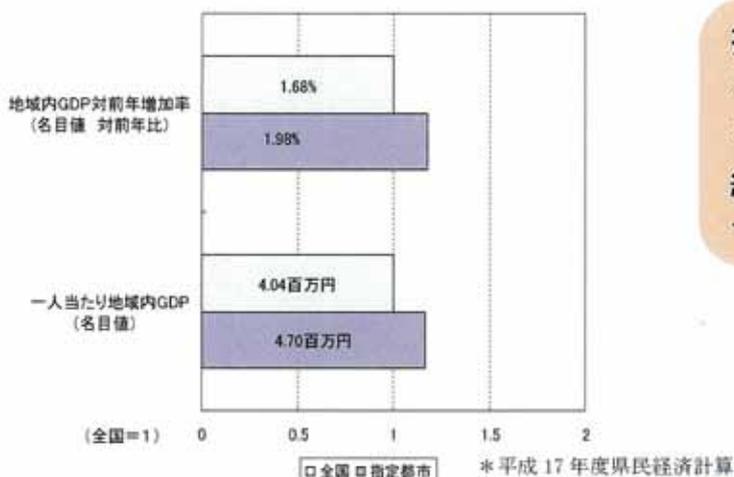
大都市として人の定住や交流に関連して高い集積性のある指定都市

➤ 指定都市には全国の約2割の人口、約3割の商業活動が集中



指定都市では、人口が集中していることから高度医療や高等教育の集積、国際コンベンションの開催など高次の都市機能が集積

➤ 指定都市は、日本経済を牽引！



指定都市は、都市圏における中枢性を背景に全国よりも高い生産性を持ち、日本経済を牽引する役割を担っている！

しかし、その一方で・・・

一方、過密や集中に起因する都市的課題がある

➤ 指定都市の都市的課題の例

		全 国	指定都市
交通混雑	12時間平均交通量	5,337台	1万5,507台
ごみ問題	ごみ総排出量	0.396t/1人	0.446t/1人
貧困問題	ホームレス人数	1.25人/1万人	3.18人/1万人

*各種統計より作成

○ 大都市特有の財政需要と財政状況

法人需要や都市インフラ需要、都市的課題に対応する大都市財政

**法人需要
インフラ需要**
企業活動支援、道路、
交通機関、公園、
港湾などの整備

大都市特例事務
法令により都市計画や
国・道府県道の管理などを
道府県並みに行っている

都市的課題
交通混雑
ごみ問題
貧困問題

大都市特有の財政需要

指定都市では、法人需要への対応、都市インフラの整備・維持、都市的課題などへの対応により土木費や民生費などの大都市特有の財政需要が顕在化しているため、他の市に比べて市民一人当たりの歳出額が大きい

	指定都市	市 (人口30万以上)	市 (人口10万以上30万未満)	市 (人口10万未満)
市民1人当たり歳出額	44万円	31万円	33万円	39万円
土木費	8万円	5万円	5万円	5万円
民生費	12万円	10万円	9万円	10万円
公債費	6万円	4万円	4万円	5万円

*平成18年度市町村別決算状況調

大都市特有の財政需要に対応した税財政制度が確立していないため、必要な歳入が確保されず、インフラ整備のためなどに公債費が膨れ、全国と比較して厳しい財政状況の要因となっている

大都市特有の財政需要に対応した都市税源の充実強化を図るなど
大都市の特性にあった税財政制度の構築が必要！

～指定都市の実態について～

I. 大都市の特性

指定都市は、人口の集積や産業・経済活動の集積に伴い、高次の都市機能や高度で多様化した産業構造を有するとともに、人・物・情報が行き交う拠点として、都市圏における中枢性も高い。また、日本経済の牽引役としての役割も果たしている。その一方で、人口や産業の集積・集中により、経済、生活インフラの問題をはじめ、市民生活の安全・安心、生活保護やホームレス、少子化など都市的課題が顕在化している。

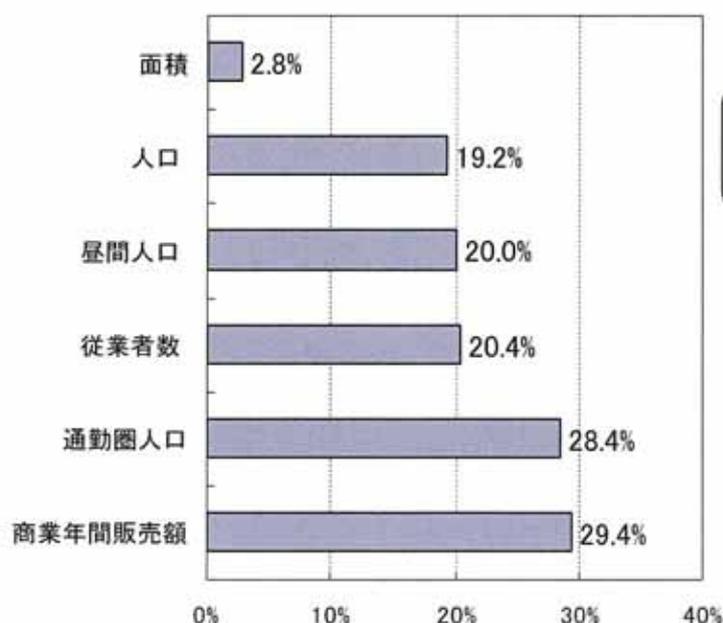
(1) 大都市の集積性・高次性・中枢性と日本経済牽引の役割

① 大都市の集積性*：多くの人が暮らし行き交う活発な経済活動

国土面積の2.8%に過ぎない指定都市には、昼夜を問わず全国の約2割もの人口が集中している。指定都市の通勤圏人口は全国の約3割にもものぼり、人の集散を伴う商業活動も全国の約3割を占めている。このように、指定都市は大都市として人の定住や交流に関連して高い集積性を有している。

*集積性：人・物・情報や経済活動・都市活動などの指定都市への集中度

【人の定住や交流に関連した集積(指定都市の全国シェア)】



国土面積のわずか2.8%に全国の約2割の人口、約3割の商業活動が集中

*各種統計より作成

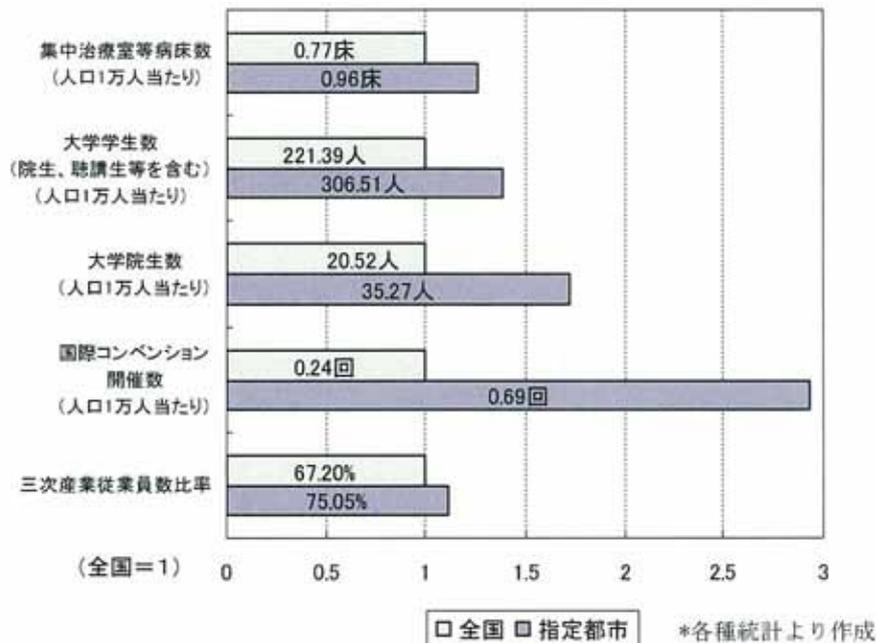
*通勤圏人口は5%通勤圏人口

②大都市の高次性*：高度で多様な産業・社会・文化活動

指定都市では、高度医療や高等教育の集積、国際コンベンションの開催などが顕著であり高次の都市機能が集積している。また、産業面でも、第3次産業のウェイトが高いなど、産業の高度化・多様化が進んでいる。

*高次性：高次都市機能の集積と産業の高度化・多様化の進展度

【高次都市機能の集積と産業の高度化・多様化(全国平均との比較)】

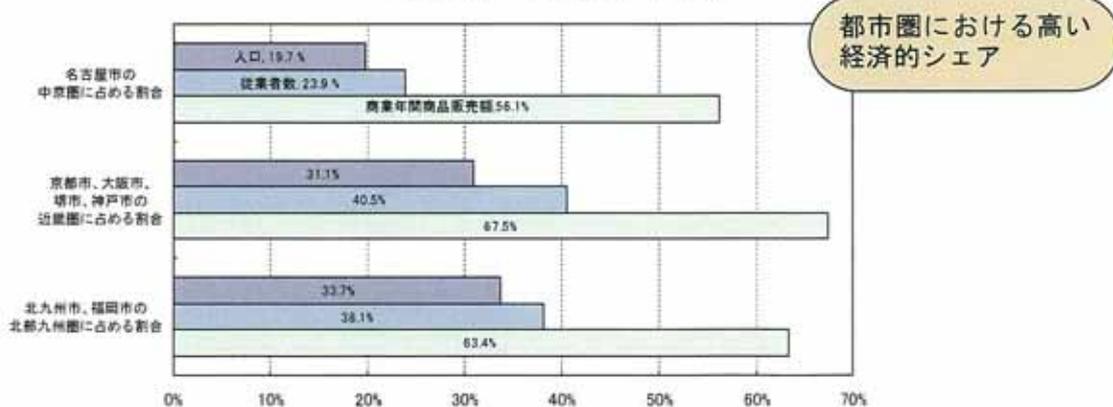


③大都市の中枢性*：都市圏の中核を担う指定都市

都市圏における指定都市シェアとして、人口は2、3割でも従業者や商業活動では4割、7割を占めているところもあり、指定都市はそれぞれの都市圏の中で高い中枢性を有している。

*中枢性：都市圏における指定都市の社会・経済活動の中心性、拠点性

【都市圏における中枢性】



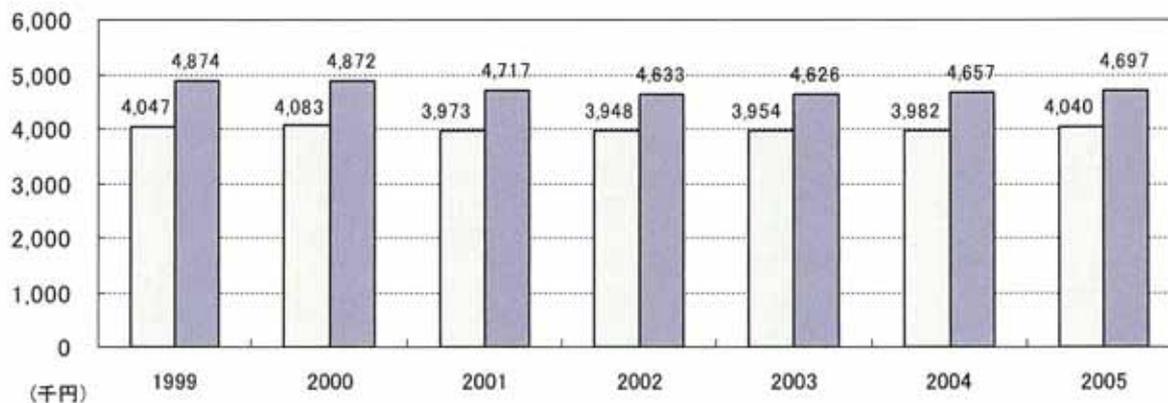
*各種統計調査より作成

*人口は2006年度、従業者数は2005年度、商業年間販売額は2004年度

④大都市の役割：日本経済の牽引

指定都市の人口や産業の集積性、都市機能や産業構造の高次性、それぞれの都市圏における中枢性などを背景として、指定都市の一人当たり地域内GDPは相対的に高く、不況期においても一貫して全国よりも高い生産性を保持し続け、日本経済を牽引する役割を担っている。

【一人当たり地域内GDP】

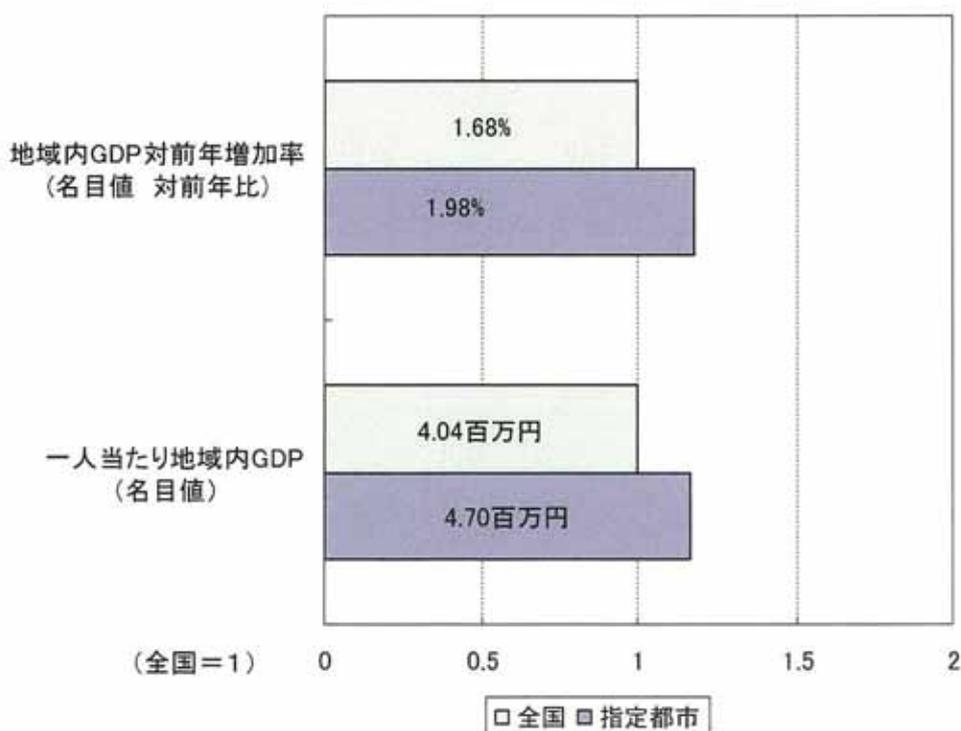


一貫して全国よりも高い水準の一人当たりGDPで日本経済に貢献

□全国 □指定都市

*平成17年度県民経済計算

【高い経済成長のもとで日本経済を牽引】



*平成17年度県民経済計算

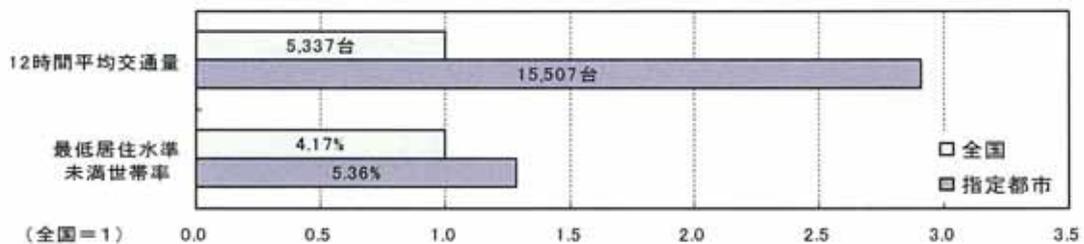
(2) 大都市の都市的課題

○過密や集中に起因する都市的課題

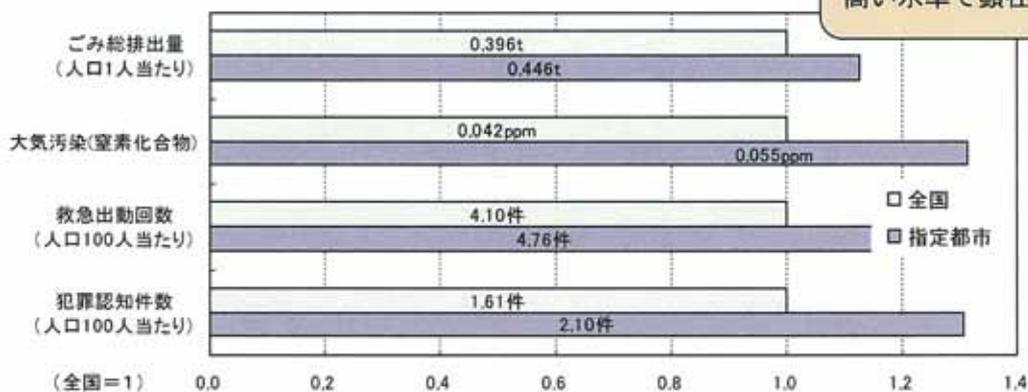
指定都市では人口や産業が集積、高度化し、都市圏における中枢性を有するため、逆に過密や集中に起因する様々な都市的課題が顕在化している。例えば、交通混雑や低い居住水準などの経済・生活インフラの問題、ごみや排気ガスなどの環境問題、救命救急活動や犯罪などの市民生活の安全・安心に係る問題、生活保護やホームレスなどの貧困問題、さらには保育所の不足の問題など、全国に比べて指定都市では都市的課題が早くから明らかにされてきた。

【顕在化する都市的課題】

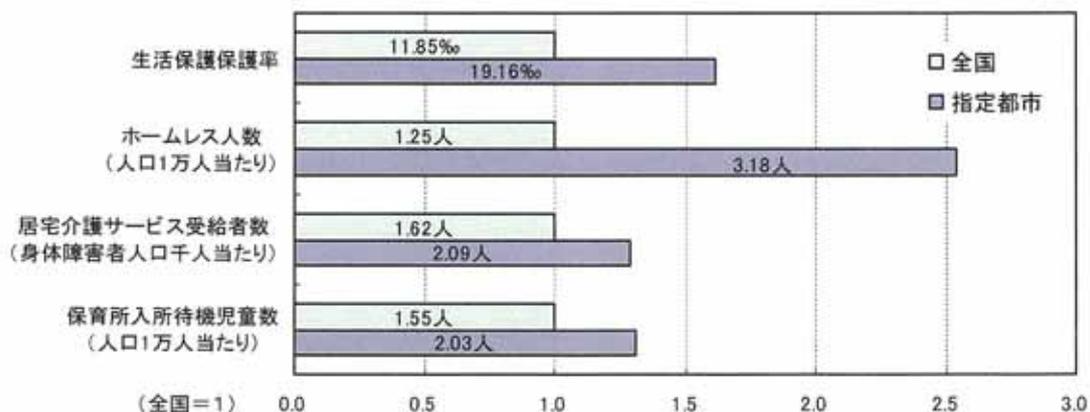
<都市的インフラの整備>



<環境・安全安心>



<福祉>



*各種統計より作成

II. 大都市特有の財政需要

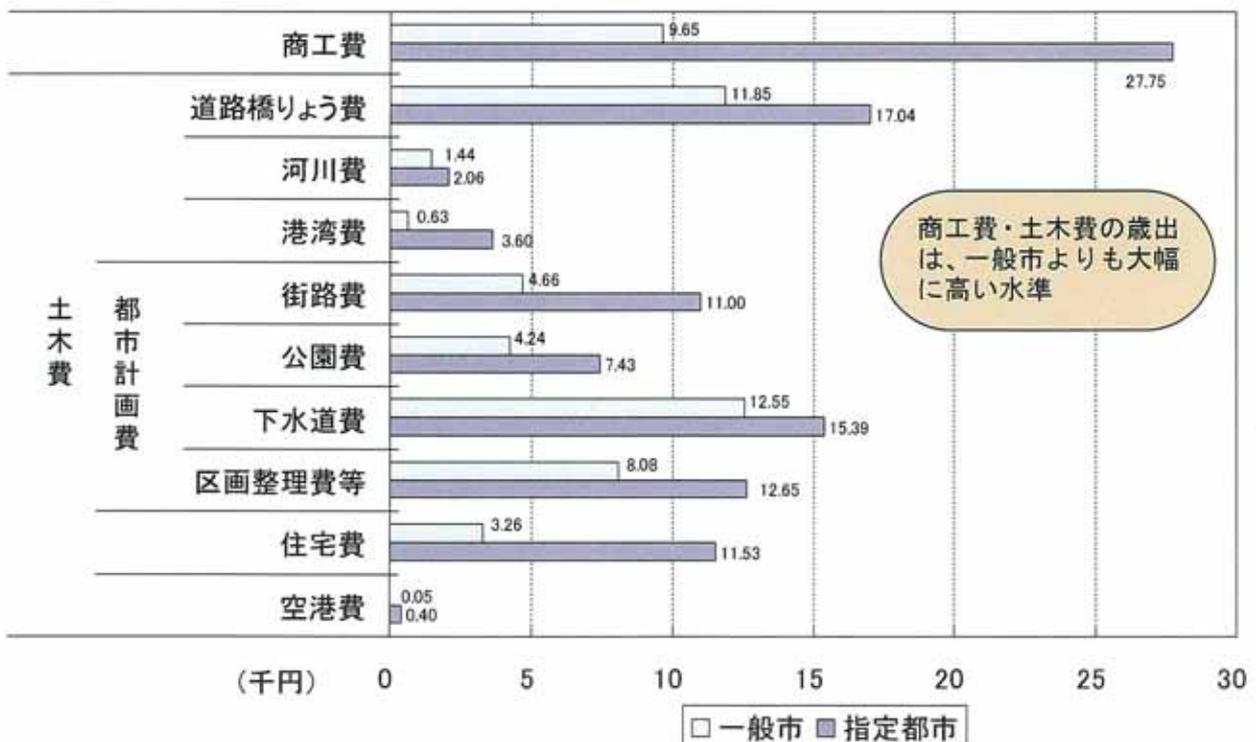
指定都市における人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、それぞれの都市圏における中枢性などにより、大都市特有の財政需要が生じている。また、安全・安心、貧困や少子化などの都市的課題や大都市特例事務に対応するため、大都市特有の財政需要が生じている。

(1) 集積性・高次性・中枢性に起因する財政需要

①法人需要や都市インフラ需要を量と質で支える大都市財政

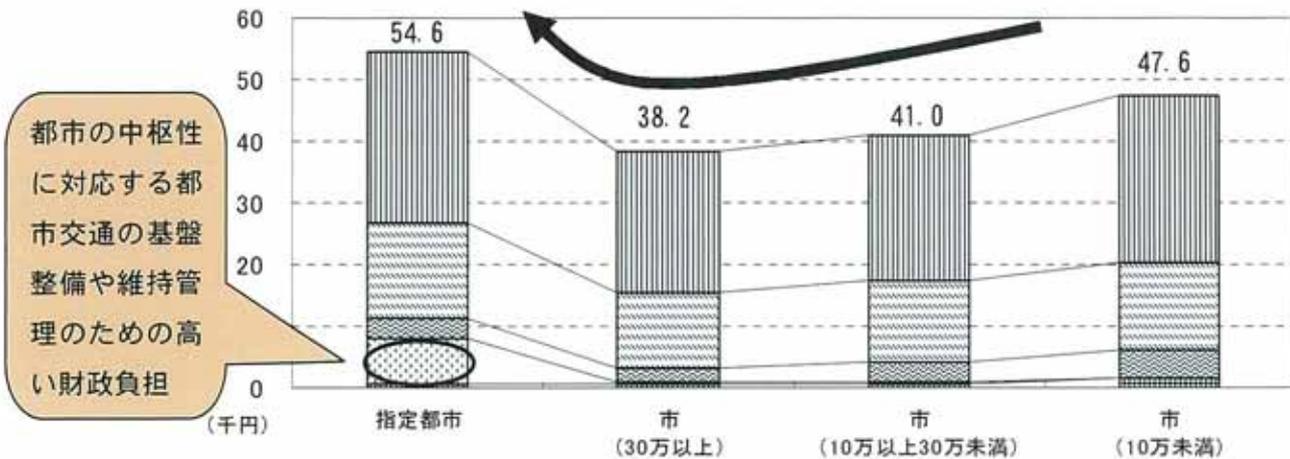
指定都市における人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、都市圏における中枢性は、活発な経済活動を伴う法人需要や、過密な空間利用・交通混雑などの都市的インフラ需要を発生させ、その対応のために、企業活動支援、道路、交通機関、公園、港湾、下水道などについての高水準の整備が必要となっている。その結果、指定都市の商工費や土木費、公営企業等に対する繰出金は一般市よりも大幅に高い水準となっている。また、指定都市では地価・物価が相対的に高いことから、これらのインフラの整備費、維持費についても相対的に高コストとなる。

【法人需要への対応と都市インフラの整備・維持（一人当たり歳出額）】



*平成18年度市町村別決算状況調査

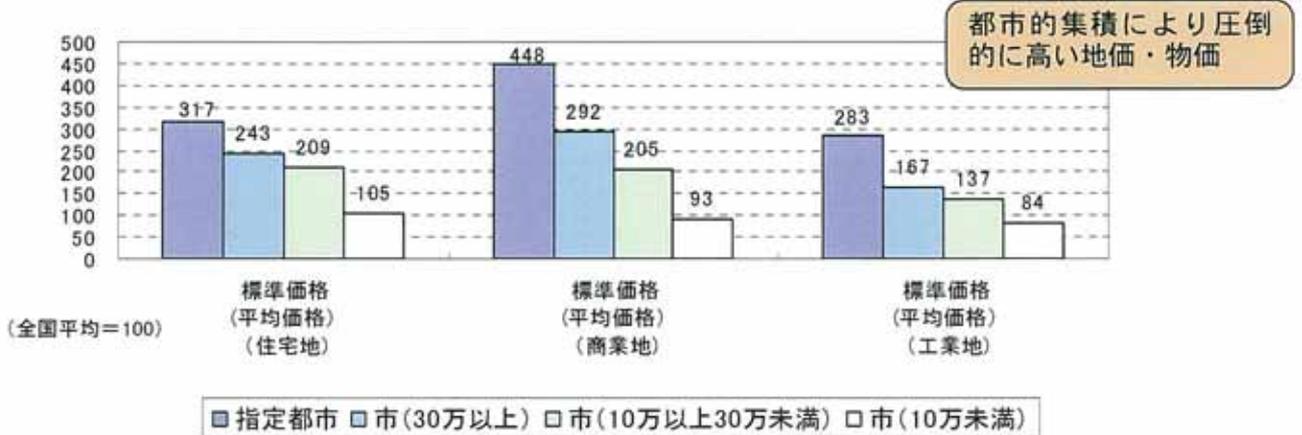
【公営企業等に対する繰出金（人口一人当たり）】



■ 上水道事業会計 □ 交通事業会計 ■ 病院事業会計 □ 下水道事業会計 □ その他

* 平成 18 年度市町村別決算状況調

【地価】



*平成 18 年度都道府県地価調査

【物価】

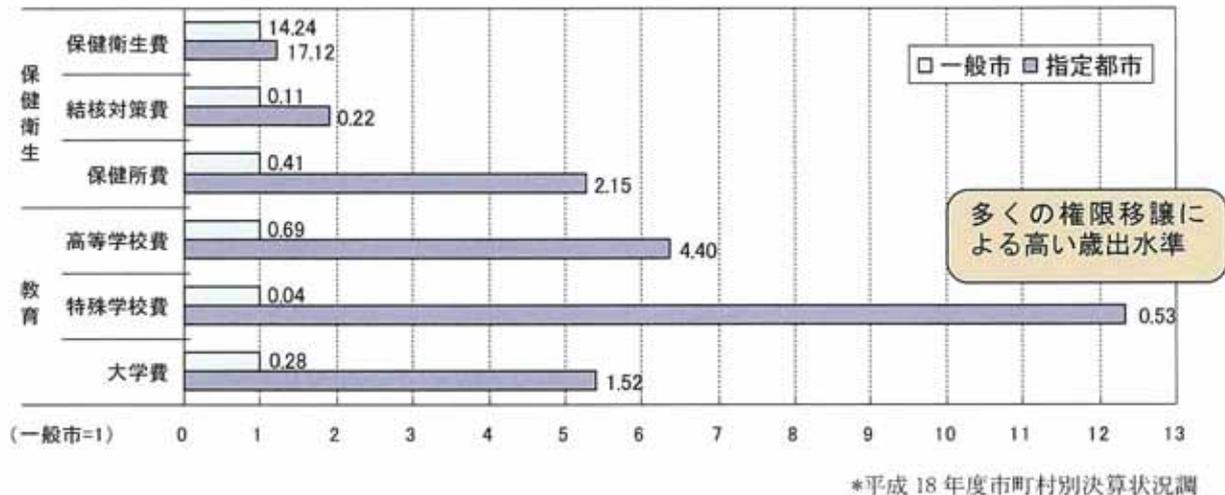


*平成 19 年平均消費者物価地域差指数

②道府県並みの事務を担う大都市財政

集積性・高次性・中枢性を担う指定都市は、大都市特例を含む道府県並みの事務を多く担っている。その結果、保健衛生関係費、教育関係費が、一般市のレベルよりも突出して高くなっている。

【保健衛生、教育への支出（一人当たり歳出額 千円）】

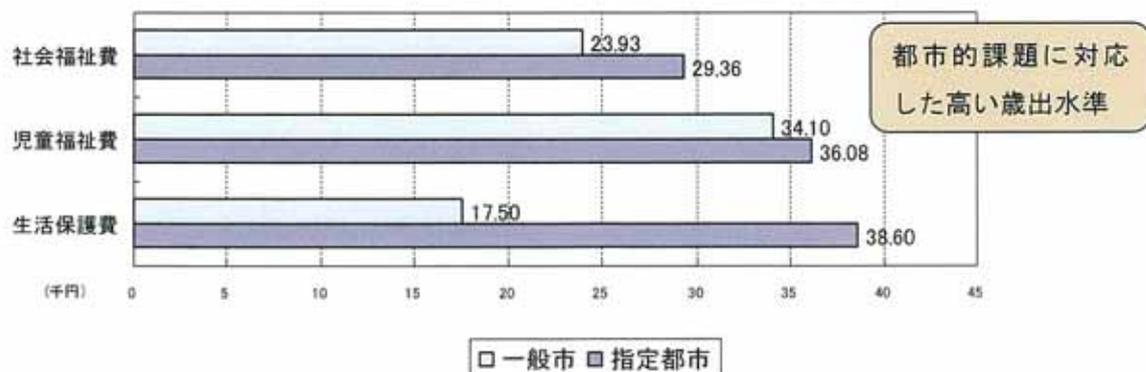


（２）都市的課題に対応する財政需要

○安全・安心、福祉など多様な課題に対応する大都市財政

市民生活の安全・安心に係る問題、生活保護、ホームレスなどの都市的課題に対応するため、指定都市はより多くの支出を行っている。社会福祉費、児童福祉費、生活保護費などの福祉関係の支出も一般市のレベルより高く、中でも生活保護費については2倍以上の支出となっている。このように、都市的課題に対応する分についても、大都市特有の財政需要として支出増につながっている。

【福祉サービス・公的扶助に対応する支出（一人当たり歳出額）】



*平成 18 年度市町村別決算状況調

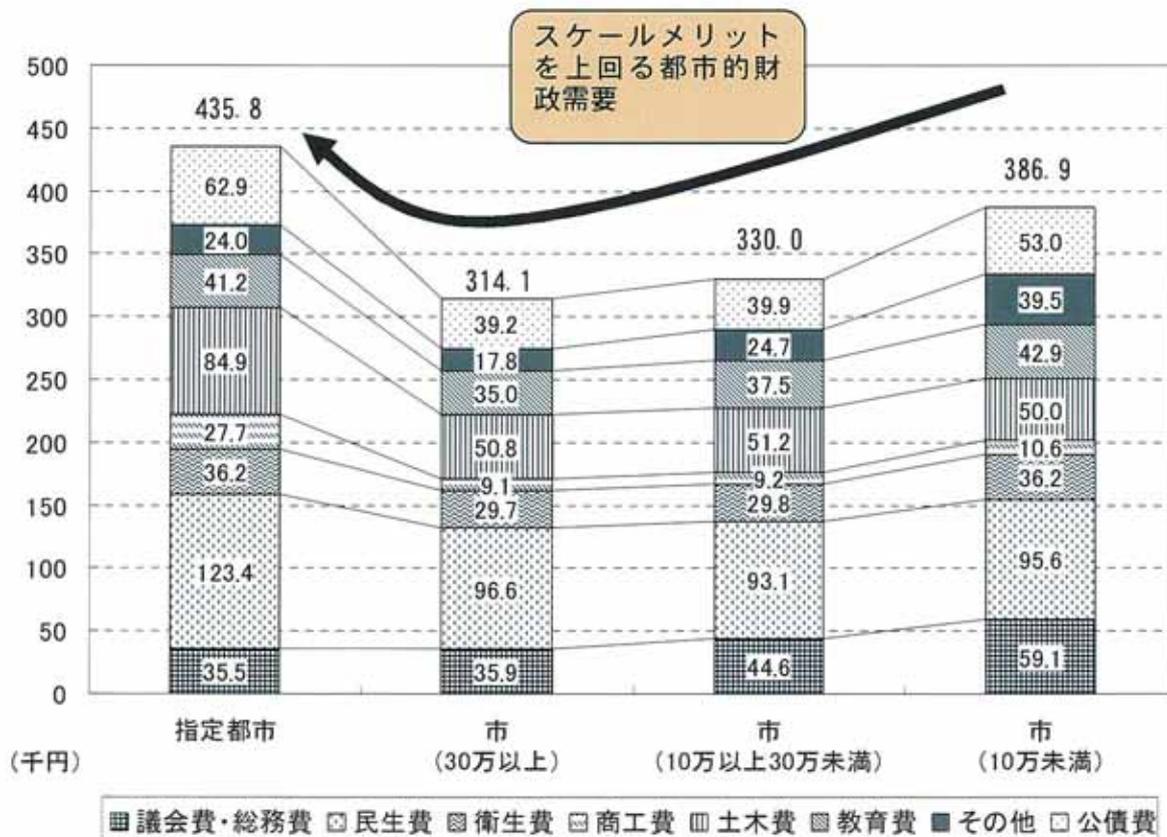
Ⅲ. 厳しい大都市の財政状況

大都市としての集積性・高次性・中枢性や都市的課題の存在を背景として、様々な形で大都市特有の財政需要が生じており歳出増の要因になっている。しかし、これに対応した税財政制度が確立していないために必要な歳入が確保されず、また、インフラ整備のためなどに多額の起債をせざるを得ないので債務残高が膨れ、大都市は全国と比較して厳しい財政状況にある。

①大都市特有の財政需要による高い歳出水準

歳出に関しては、一般的には都市規模が大きくなるに従いスケールメリットにより効率的な財政運用が可能となると言われている。しかしながら、指定都市では、法人需要への対応、都市インフラの整備・維持や都市的課題などへの対応により土木費や民生費などの大都市特有の財政需要が顕在化し、一人当たり歳出額は高くなっている。

【都市規模に対応した歳出構造（一人当たり歳出額）】

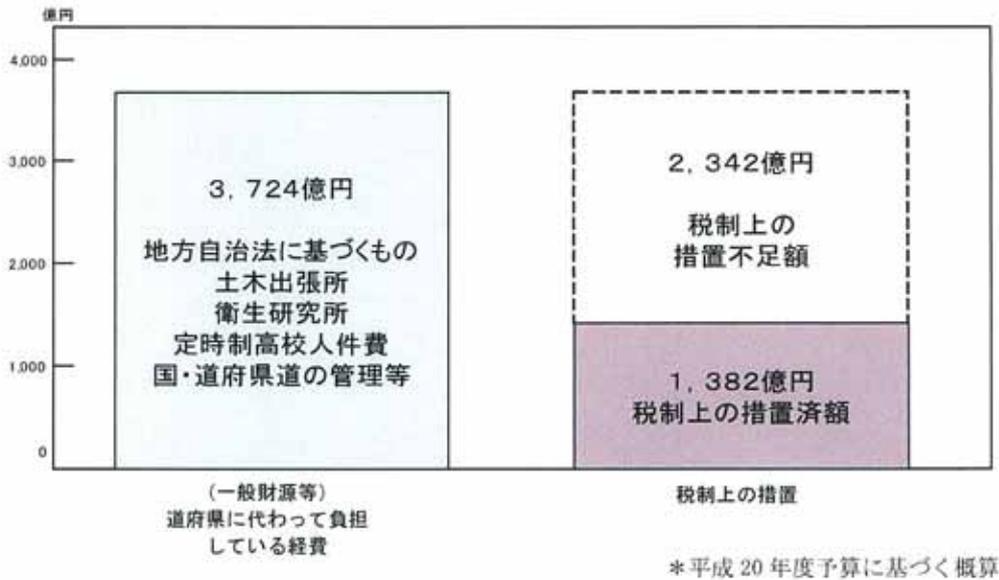


* 平成 18 年度市町村別決算状況調

③大都市特例事務に係る税制上の措置不足

大都市特例事務の財政負担については、歳出に見合うだけの歳入が税財政制度上では確保されておらず、一般財源からの持ち出しとなっている。

【大都市特例事務】

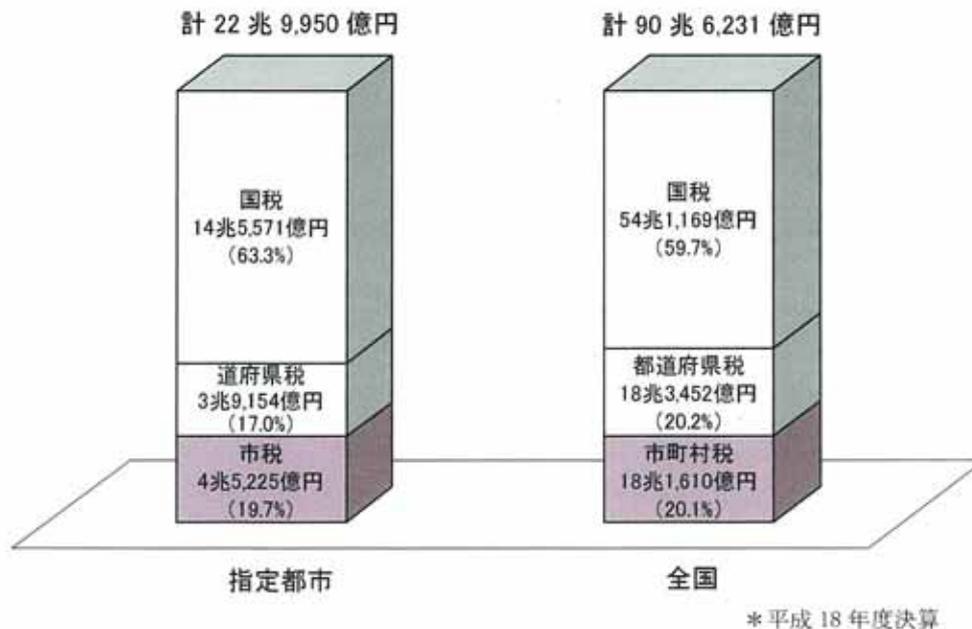


④配分割合の低い市域内税収*

指定都市の市域内税収（市域内の住民や企業が負担する税金）のうち、市税として指定都市に配分される割合はわずか19.7%にすぎない。全国レベルにおいても市町村税の配分割合は20.1%にとどまっているが、指定都市は更に少ない。

*国税・道府県税については、税務署統計資料等から各種指標を用い按分するなどして試算した推計値

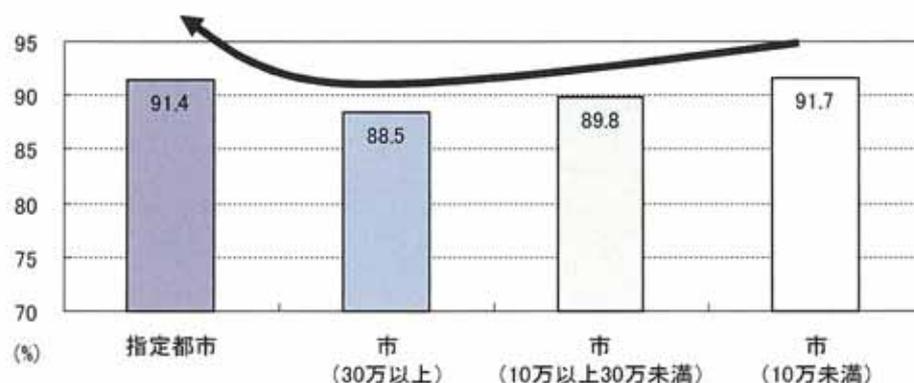
【指定都市域内税収の配分状況】



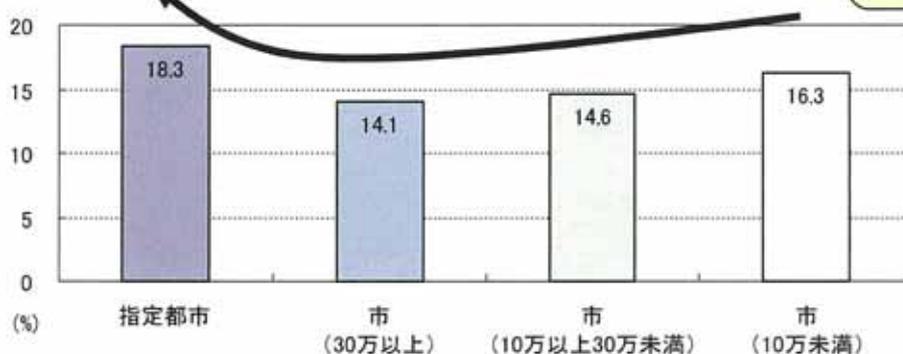
⑤大都市における財政状況の悪化

一般市では都市規模が大きくなるに従い経常収支比率は改善されるが、指定都市では大都市特有の財政需要に対応する税財政制度が確立していないため、経常収支比率は悪化する。また、指定都市では多額のインフラの整備費が必要となり、地方債償還額が大きくなるため、実質公債費比率は大幅に増加し、地方債現在高も突出して高い水準となっている。

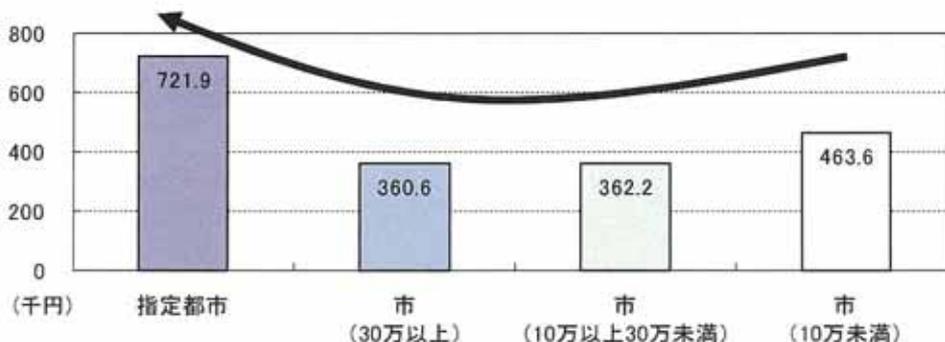
【経常収支比率】



【実質公債費比率】



【人口一人当たり地方債現在高】



*平成18年度市町村別決算状況調

IV. 大都市の特性にあった税財政制度の構築

日本経済の再生に向けて大都市に対する期待は大きい。全国の2割の人口規模を有する中で、高いGDPの水準を保ちながら全国平均を上回る経済成長を実現し、首都圏、中部圏、近畿圏などの大都市圏の核として、また、各ブロックや道府県を中心として地域経済を牽引してきた。

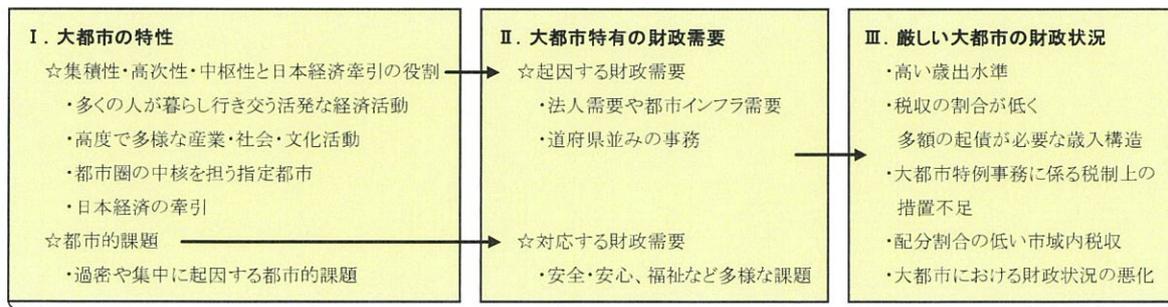
今後においても、経済活動のグローバル化、産業のソフト化・サービス化などの動きの中で、成長性が期待される第3次産業等が集積する大都市は、周辺地域とともに発展するための成長のエンジンとしての役割を果たすことが求められている。

その一方で、経済的な地域間格差の拡大が指摘され、特に法人からの税収が増加するため、法人の集積が顕著な大都市が裕福になり、その他の地域が財政的に厳しくなるとの意見がある。

しかし、その実態についてみると、前述のとおり、人口や産業の集積性、高次な都市機能や産業の高度化、それぞれの都市圏における中枢性などに対応するための財政需要が生じている。また、安全・安心、貧困や少子化などの都市的課題に対応するための財政需要も生じている。

このような大都市特有の財政需要が歳出増の要因になっているが、大都市特有の財政需要に対応した税財政制度が確立していないこと、事務配分の特例に対応した措置が不足していることなどから、自主財源による歳入の確保は難しい状況にあり、債務の増大を招いている。大都市は裕福ではなく、財政状況は全国と比較して厳しい状況にある。

以上のように、大都市は集積性・高次性・中枢性を背景として日本経済を牽引する役割を有する一方、様々な都市的課題があり、これら大都市特有の財政需要に対応するため、大都市は厳しい財政状況にある。そのため、大都市特有の財政需要に対応した都市税源の充実強化を図るなど、大都市の特性にあった税財政制度の構築が必要である。



大都市の特性にあった税財政制度の構築が必要

出典及び用語・集計方法等についての注釈

章立て・グラフタイトル・指標名		出典	調査時期	自治体ベース	合併 適及反映	データ対象市	用語・集計方法等についての注釈	
I 大都市の特性	集積性	面積	総務省「平成17年国勢調査報告」 国土地理院「平成18年全国都道府県市区 町村別面積調」	平成18年10月1日時点	2006年度末	○	全指定都市	
		人口	総務省「平成17年国勢調査報告」 総務省統計局「平成18年推計人口調査」	平成18年10月1日時点	2006年度末	○	全指定都市	
		屋間人口	総務省「平成17年国勢調査報告」	平成17年10月1日時点	2006年度末	○	全指定都市	
		従業者数	総務省「平成17年国勢調査報告」	平成17年10月1日時点	2006年度末	○	全指定都市	
		通勤圏人口	総務省「平成12年国勢調査報告」 より推計	平成12年10月1日時点	2005年度末	○	さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、堺市 を除く指定都市 ※東京・大阪の大都市圏に含まれ、屋間人口 比率が1/10を下回る指定都市は対象外とし ているため。	通勤圏人口・総務省「平成12年国勢調 査報告」を基にした推計値
		商業年間販売額	経済産業省「平成16年商業統計」	平成16年6月1日時点	2006年度末	○	全指定都市	
	高次性	集中治療室等病床数	厚生労働省「平成17年医療施設調査」	平成17年10月1日時点	2005年度末	○	全指定都市	集中治療室等病床数、二次救急における 特定集中治療室等の病床数と、三次 救急における特定集中治療室等の病床 数の合計
		大学生数	文部科学省「平成19年学校基本調査」	平成19年5月1日時点	調査時点	○	全指定都市	
		大学院生数	文部科学省「平成19年学校基本調査」	平成19年5月1日時点	調査時点	○	全指定都市	
		国際コンベンション開催数	(独)国際観光振興機構 「2006年コンベンション統計」	(平成18年中)	調査時点	○	全指定都市	国際コンベンション・参加者総数が20名 以上、かつ参加国が2カ国以上の国際 会議。または、参加者総数が20名以 上、かつ外国人参加者数が10名以上 の国内会議
		三次産業従業者比率	総務省「平成17年国勢調査報告」	平成17年10月1日時点	2006年度末	○	全指定都市	
	中枢性	名古屋市の中原圏に占める割合	総務省「平成17年国勢調査報告」 総務省統計局「平成18年推計人口調査」 経済産業省「平成16年商業統計」	平成17年10月1日時点 平成18年10月1日時点 平成16年6月1日時点	2006年度末	○	名古屋市 ※中原圏に占める名古屋市の割合を示す指 標であるため。	中原圏：岐阜県、愛知県、三重県
		京都市、大阪市、堺市、神戸市 の近畿圏に占める割合	総務省「平成17年国勢調査報告」 総務省統計局「平成18年推計人口調査」 経済産業省「平成16年商業統計」	平成17年10月1日時点 平成18年10月1日時点 平成16年6月1日時点	2006年度末	○	京都市、大阪市、堺市、神戸市 ※近畿圏に占める京都市、大阪市、堺市、神 戸市の割合を示す指標であるため。	近畿圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫 県、奈良県、和歌山県
		北九州市、福岡市の北部九州 圏に占める割合	総務省「平成17年国勢調査報告」 総務省統計局「平成18年推計人口調査」 経済産業省「平成16年商業統計」	平成17年10月1日時点 平成18年10月1日時点 平成16年6月1日時点	2006年度末	○	北九州市、福岡市 ※北部九州圏に占める北九州市と福岡市の 割合を示す指標であるため。	北部九州圏：福岡県、佐賀県、大分県
	成長性	一人当たり地域内GDP	平成17年度 県民経済計算	(平成17年度中)	2005年度末	×	さいたま市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市を 除く指定都市 ※出典である「県民経済計算」にこれらの市 のデータが示されていないため。	
		地域内GDP増加率	平成17年度 県民経済計算	(平成17年度中)	2005年度末	×	さいたま市・新潟市・静岡市・浜松市・堺市を 除く指定都市 ※出典である「県民経済計算」にこれらの市 のデータが示されていないため。	
	都市的 インフラ	12時間平均交通量	国土交通省道路局編 「道路交通センサス(平成17年度)」	平成17年9～11月時点	調査時点	×	新潟市・浜松市・堺市を除く指定都市 ※出典である「道路交通センサス」のデー タには調査当時の指定都市の合計値のデー タが示されているため。	
		最低居住水準未過世帯率	総務省統計局「平成15年度 住宅・土地統計調査」	平成15年10月1日時点	2003年度末	×	新潟市、静岡市、浜松市、堺市を除く指定都 市 ※出典である「住宅・土地統計調査」にこれ らの市のデータが示されていないため。	
	環境 安全安心	ごみ総排出量	環境省廃棄物・リサイクル対策部 「日本の廃棄物処理」2004年	(平成16年度中)	2006年度末	○	全指定都市	
		大気汚染(窒素化合物)	環境省 「大気汚染物質広域監視システム」	平成19年10月26日 時点(時報値)	調査時点	○	全指定都市	
		救急出動件数	総務省消防庁 「平成19年版 救急・救助の現況」 横浜市 「大都市比較統計年表(平成18年)」	平成19年4月1日時点	2006年度末	○	新潟市・浜松市を除く指定都市 ※出典である横浜市「大都市比較統計年表」 に、これらの市のデータが示されていないた め。	
犯罪認知件数		警察庁刑事局「犯罪統計書(平成18年)」	(平成18年中)	2006年度末	○	全指定都市		
福祉	生活保護保護率	平成18年度 社会福祉行政業務報告 (福祉行政報告例)	(平成18年度中)	2006年度末	○	全指定都市		
	ホームレス人数	厚生労働省「ホームレスの実態に関する全 国調査報告書(平成20年)」	平成20年1月時点	2006年度末	○	全指定都市		
	居宅介護サービス受給者数	平成17年度 社会福祉行政業務報告 (福祉行政報告例)	(平成17年度中)	2005年度末	○	全指定都市		
	保育所入所待機児童数	厚生労働省「平成18年度 保育所入所待機児童数調査」	平成18年4月1日時点	2006年度末	○	全指定都市		

出典及び用語・集計方法等についての注釈 (前頁からの続き)

出典及び用語・集計方法等についての注釈 (前頁からの続き)

章立て・グラフタイトル・指標名		出典	調査時点	自治体ベース	合併 適及反映	データ欠損理由	用語・集計方法等についての注釈	
II 大都市特有の財政需要	集積性・高次性・中核性 法人需要	法人需要への対応と都市インフラの整備	平成18年度 市町村別決算状況調	平成19年3月31日時点	2006年度末	○	全指定都市	
		公営企業等に対する繰出金	平成18年度 市町村別決算状況調	平成19年3月31日時点	2006年度末	○	全指定都市	
		地価	平成18年度 都道府県地価調査	平成18年7月1日時点	2006年度末	○	札幌市・大阪市・堺市を除く指定都市 ※出典である「都道府県地価調査」に、これらの市のデータが示されていないため。	
		物価	総務省統計局 「平成19年度平均消費者物価地域差指数」	(平成19年中)	2006年度末	○	浜松市・堺市を除く指定都市 ※出典である「平均消費者物価地域差指数」に、両市のデータが示されていないため。	
	道府県並みの事務	保健衛生・教育への支出	平成18年度 市町村別決算状況調	平成19年3月31日時点	2006年度末	○	全指定都市	
	課題	安全安心福祉	福祉サービス・公的扶助に対応する支出	平成18年度 市町村別決算状況調	平成19年3月31日時点	2006年度末	○	全指定都市
III 厳しい財政状況	高い歳出水準	都市規模に対応した歳出構造	平成18年度 市町村別決算状況調	平成19年3月31日時点	2006年度末	○	全指定都市	
	多額の起債が必要	都市規模に対応した歳入構造	平成18年度 市町村別決算状況調	平成19年3月31日時点	2006年度末	○	全指定都市	
		人口一人当たり起債額	平成18年度 市町村別決算状況調	平成19年3月31日時点	2006年度末	○	全指定都市	
	税制措置不足	大都市特例事務	各指定都市平成20年度予算	(平成20年度中)	2008年度末	○	全指定都市	
	低い配分割合	市内税収の配分割合	各指定都市平成18年度決算等	平成19年3月31日時点	2006年度末	○	全指定都市	
	財政状況の悪化	経常収支比率	平成18年度 市町村別決算状況調	平成19年3月31日時点	2006年度末	○	全指定都市	
		実質公債費比率	平成18年度 市町村別決算状況調	平成19年3月31日時点	2006年度末	○	全指定都市	
人口一人当たり地方債現在高		平成18年度 市町村別決算状況調	平成19年3月31日時点	2006年度末	○	全指定都市		